

(案)

三郷市強靱化地域計画

令和2年 月

目次

市長あいさつ

第1章 計画の策定について

- 1 計画策定の趣旨 . . . 1
- 2 策定経緯 . . . 1
- 3 位置づけ . . . 1
- 4 計画期間 . . . 3
- 5 三郷市の概要 . . . 3

第2章 基本目標

- 1 基本目標 . . . 4
- 2 想定する災害 . . . 4
- 3 想定する災害の規模 . . . 4
- 4 事前に備えるべき目標（行動目標） . . . 4

第3章 リスクシナリオと施策

- 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） . . . 5
- 2 施策分野 . . . 7
- 3 脆弱性の分析・評価、課題 . . . 7
- 4 方針、取り組み . . . 21
- 5 マトリクスの作成 . . . 40
- 6 指標（KPI） . . . 45

第4章 計画の推進と見直し

- 1 推進体制、推進状況の把握、計画の見直しなど . . . 46

第 1 章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

我が国では、度重なる大規模な自然災害による被害と復興という歴史を繰り返し、その度に、災害への備えとしてさまざまな対策を講じてきました。

しかし、近年では、東日本大震災に代表されるような想定外の事態や、異常気象による大規模な被害の発生など、長期にわたる復旧が必要となる事態が各地で頻発しています。

これらのことから、多様な自然災害を想定しながらも、強くしなやかな都市づくりを平時から行うことを目的として、平成 25（2013）年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」と表記）が制定され、平成 26（2014）年には、国土強靱化基本法に基づき「国土強靱化基本計画（平成 26（2014）年 6 月）」が策定され、埼玉県では平成 29（2017）年 3 月に「埼玉県地域強靱化計画」を策定しています。

本市においては、国の基本計画や埼玉県地域強靱化計画との調和を図りながら、平時からの強靱なまちづくりを進めていくため、国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進する指針として策定するものです。

2. 策定経緯

本計画の策定にあたっては、同時に策定されている第 5 次三郷市総合計画と同時期に策定されていることもあり、同計画策定のために組織された「三郷市まちづくり委員会」の中で、専門家（大学教授等）や各種団体の長、市民の代表の意見を反映しながら策定を行いました。

3. 位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 4 条に基づき、地方公共団体の責務として、計画策定を行うことが位置づけられています。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

三郷市地域防災計画と併せて、災害発生時の被害を最少限に抑え、速やかな復旧・復興を図ります。

計画の種類	三郷市強靱化地域計画	三郷市地域防災計画
想定する災害	あらゆる自然災害 (地震、豪雨、台風、竜巻、大雪、火山灰による災害など)	三郷市において発生のある可能性がある地震、風水害、雪害、火山灰、大規模な事故による災害
計画の内容	災害の発生を見越して、被害を最小限にするために三郷市が実施すべき施策を示すもの (総合的・計画的な指針)	災害発生前～発生時～復旧・復興時に、各部署や協力機関が実施すべき行動を示すもの (主に行動マニュアル)
法律	国土強靱化基本法	災害対策基本法

あわせて、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成 28（2016）年）によれば、実施指針の 4 本目の柱にて「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」が位置づけられており、その筆頭に「国土強靱化計画の推進」が位置づけられています。

持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策（付表・抜粋）

持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

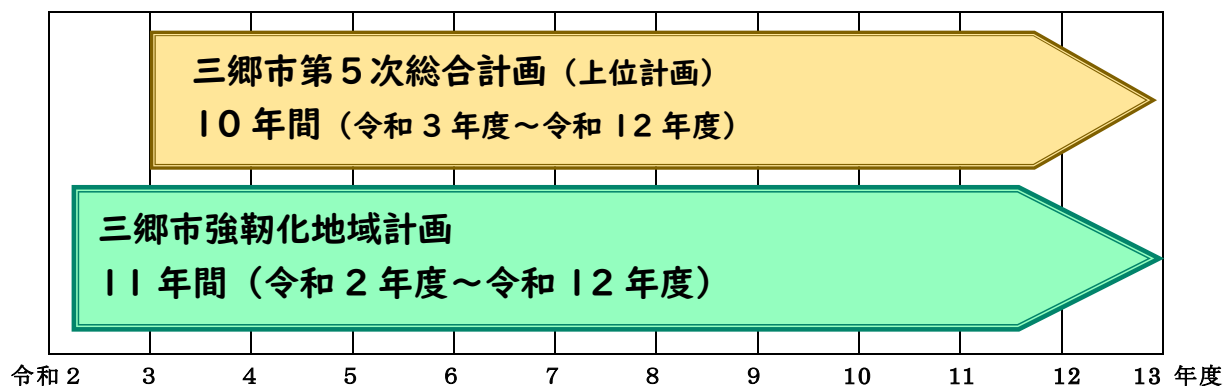
インフラ	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
国土強靱化の推進	「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月閣議決定）及び「国土強靱化アクションプラン」の着実な推進を図るとともに、地方公共団体における地域計画の策定・実施の支援や、民間における国土強靱化に資する取組の促進を行う。	1.5 9.1 11.5 11.b 13.1	①「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」で設定された KPI ②国土強靱化地域計画の策定及び検討着手団体数	内閣官房

資料：持続可能な開発目標（SDGs）実施指針



4. 計画期間

本計画は、令和2年度に策定する第5次三郷市総合計画と合わせて令和12年度までとし、令和2年度（7月）～令和12年度までの11年間とするとともに、今後、社会情勢等の変化に応じ、適宜見直しを行います



5. 三郷市の概要

【地勢】

三郷市は、埼玉県東南端に位置し、都心から最近地点15キロメートル、最遠地点で24キロメートルにあり、東西は5.6キロメートル、南北は9.5キロメートルあります。

地域の地形は、低平にて殆ど高低なく、北から南に向かってわずかに低くなっています。地質は関東平野の江戸川及び中川（古利根川）に沿った沖積平野に属し、江戸川対岸の東部は下総台地であるが、当地方の沖積層は、台地を河川が浸食し、奥東京湾を運搬堆積物で埋めながら形成されたもので、上層部は一般に軟弱地盤、深度30～50メートル位まで沖積層が続いています。



【土地・気象】

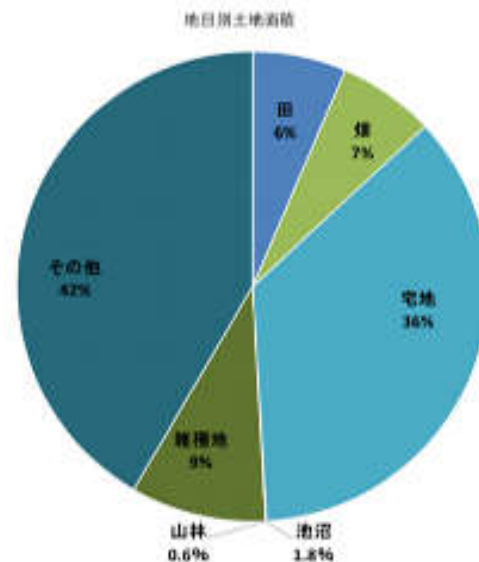
三郷市の面積は、30.22㎢あり、地目別の面積としては、宅地が36%を占め、雑種地、畑、田と続きます。また、高速道路に供する土地など、その他の地目が42%を占めています。

インターA地区、中央地区などの土地区画整理事業などにより、宅地の割合が増えている状況があります。

気象については、冬は北西の季節風が吹き、晴れの日が多く、空気が乾燥します。夏の昼間は高温となり、かみなりの発生があることが特徴です。

本市の特徴としては、平坦で宅地も多く、年間を通じた気象においても、過ごしやすい地域です。一方で、河川に囲まれていることから、水害への警戒と備えが重要な地域といえます。

面 積	最 長 距 離	
	東 西	南 北
30.22km ²	5.6km	9.5km



年 次	気 温 ℃			平均湿度	平均風速	降 水 量 mm		晴	曇	雨	雪
	平 均	最 高	最 低	%	m/s	降 水 量	日最大				
26	15.7	38.6	-3.9	64.9	2.7	1480.5	123.0	165	123	75	2
27	16.3	38.4	-2.3	66.3	2.7	1563.0	163.5	175	116	73	1
28	16.3	37.3	-2.5	65.4	2.5	1359.5	87.0	159	139	67	1
29	15.8	38.5	-6.0	62.6	2.6	1225.0	115.0	180	116	70	—
30	16.8	39.1	-4.2	63.0	2.6	1176.0	58.0	198	95	68	4

第 2 章 基本目標

I 基本目標

本市における強靱化を推進する上での基本目標の設定にあたっては、県計画とも整合を図りつつも、本市の立地特性に応じた内容として4つの目標を設定しました。

- I 三郷市民の人命の保護を最大限図ること
- II 行政、地域社会の重要な機能を維持すること
- III 三郷市民の財産及び生活、並びに公共施設等の被害を最小限に抑えること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

2 想定する災害

地震、豪雨、台風、竜巻、大雪、火山灰などあらゆる自然災害に起因する大規模な被害を想定します。(建物倒壊、火災、洪水・浸水、倒木、ライフラインの供給停止、交通網の麻痺、通信網の停止、大規模な事故、火山灰の降下など。)

3 想定する災害の規模

本市では大規模な自然災害のうち、特に地震と洪水が最も大きな被害をもたらす可能性があります。

地震では、首都直下地震として、東京湾北部地震が大きな被害をもたらすと予測されます。

4 事前に備えるべき目標（行動目標）

本市では、4つの基本目標をもとに、大規模な自然災害を想定し、事前に備えるべき行動目標として次の9つを設定しました。

- 目標1 被害の発生抑制により人命の保護が最大限に図られる
- 目標2 救助・救急・医療活動が迅速に行われる
- 目標3 必要な交通機能、情報通信機能を確保する
- 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 目標6 経済活動（サプライチェーンを含む）機能を維持する
- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
- 目標9 市民・地域が自らも行動が可能な環境にする

第 3 章 リスクシナリオと施策

Ⅰ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国土強靱化基本計画で設定された４５の「起きてはならない最悪の事態」及び県地域計画の３７の「起きてはならない最悪の事態」との整合性を図りつつ、本市の役割や特徴を考慮したうえで「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

基本目標	事前に備えるべき目標の設定		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
Ⅰ 人命の保護を最大限図ること Ⅱ 行政、地域社会の重要な機能を維持すること Ⅲ 市民の財産及び生活、並びに公共施設等の被害を最小限に抑えること Ⅳ 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること	1	被害の発生抑制により人命の保護が最大限に図られる	1	構造物（建物・高架道路等）の倒壊による多数の死傷者の発生
			2	住宅や大型倉庫、工場など大規模火災による多数の死傷者の発生
			3	河川の氾濫、大規模浸水等の水害による多数の死傷者の発生
			4	暴風、竜巻等による多数の死傷者の発生
			5	線路、宅地の盛り土など造成地の崩壊等による多数の死傷者の発生
			6	災害対応（避難指示の遅れ、情報伝達の不足等など）の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者・死傷者が発生する事態
			7	避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	2	救助・救急・医療活動が迅速に行われる	1	消防、その他自衛隊や警察等の救助・救急活動等の絶対的不足、活動の大量発生、行方不明者捜索の難航
			2	救助・医療支援ルートの途絶、医療施設・関係者の不足による救助・医療機能の麻痺
			3	医療活動に必要なエネルギー供給の途絶による救助・医療機能の麻痺
			4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
			5	住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできず、地域の助け合いも機能しない事態の発生
			6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	3	必要な交通機能、情報通信機能を確保する	1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			2	テレビやラジオなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
			3	火山噴火による降灰、豪雪等による交通機能の麻痺
			4	陸・川・空の交通インフラ等（鉄道・道路・船着き場・ヘリポートなど）の長期間停止により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない

基本目標	事前に備えるべき目標の設定		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
I 人命の保護を最大限図ること II 行政、地域社会の重要な機能を維持すること III 市民の財産及び生活、並びに公共施設等の被害を最小限に抑えること IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること	4	必要不可欠な行政機能を確保する	1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			2	市職員及び公共施設等の被災、体制の整備不足等による行政機能の大幅な低下
			3	防災関係機関、災害時応援協定を締結している自治体や民間企業と連携がとれず、災害対策が麻痺
	5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	1	食料、飲料水、生命に関わる物資が市民に適切に供給されない
			2	電力・ガス等のエネルギー供給機能停止の長期化
			3	上水道等の長期間にわたる供給停止
			4	廃棄物処理施設、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6	経済活動（サプライチェーンを含む）機能を維持する	1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
			2	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	7	二次災害を発生させない	1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
			3	火山灰降下による防災インフラ（堤防、排水施設等）の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
			4	被災による有害物質の大規模拡散・流出により被害の拡大
			5	被災による想定を超える大量の帰宅困難者の発生、支援不足による混乱から被害の拡大
	8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	1	防災インフラ（堤防、排水施設、道路等）の長期間にわたる機能不全
			2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			3	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			4	広域・長期にわたる浸水被害や地震の被害により復興が大幅に遅れる事態
			5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
			6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			7	被害認定調査、り災証明発行、仮設住宅の供給等の業務の遅延による生活再建が遅れる事態
			8	風評被害、イメージ低下、信用不安、生産力の回復遅れなどによる人口・経済等への甚大な影響
	9	市民・地域が自らも行動が可能な環境にする	1	ボランティアの人材、受け入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態
			2	準備・災害時・事後の行動についての知識・認識不足により、市民生活の再建が遅れる事態

2 施策分野

市で想定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策について、施策分野を設定しました。施策分野は、リスクシナリオへの対策が、施策の分類ごとに適切に講じられているかを確認し、強靱化に関する施策・事業の担当部署を明確化するために用いるものです。

また、本市の総合的な市政運営の指針となる三郷市総合計画と一体的に実施及び進捗管理をしていくため、三郷市総合計画のまちづくり方針と一致させました。

No.	施策分野	三郷市総合計画の分野	
1	防災・安全	まちづくり方針 1	安全でいつも安心して住めるまちづくり
2	子どもの教育・文化	まちづくり方針 2	子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
3	自然・環境	まちづくり方針 3	水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
4	都市・交通基盤	まちづくり方針 4	都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
5	産業・雇用・地域経営	まちづくり方針 5	魅力的で活力のあるまちづくり
6	市民の教育・文化	まちづくり方針 6	誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
7	健康・社会福祉	まちづくり方針 7	健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
8	横断的分野	経営方針 1～3	市の組織をより良くするための横断的な方針

3 脆弱性の分析・評価、課題

市で想定した、各「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を1つのプログラムとし、脆弱性の分析・評価をしました。リスクシナリオの発生回避・被害軽減に向けた取り組みの現状と今後の更なる対策の必要性を評価します。

1-1 構造物（建物・高架道路等）の倒壊による多数の死傷者の発生

・東京湾北部地震（M7.3／最大震度 6 強）の被害予測では、建物の全壊数 1,189 棟、半壊数 3,331 棟、人的被害も想定されており、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準の建物に大きな被害が発生する可能性があります。

- ・みさと団地や早稲田団地など古くからある大規模団地があります
- ・公共施設を含めた市内の建物や、設備、高架道路、橋梁などの老朽化が進んでいます。
- ・耐震性の低い建物が密集している地域や、彦成・戸ヶ崎地区をはじめ狹隘道路が多い地域があります。
- ・市内には倒壊の危険がある建物等があります。
- ・管理が及んでいない空き家があります。
- ・市内事業者等との災害時情報共有手段や情報の明確化が必要です。

1-2 住宅や大型倉庫、工場など大規模火災による多数の死傷者の発生

- ・近年、大型商業施設が増加しており、流入人口が増え、多数の傷病者が発生することが考えられます。
- ・市内事業者等との災害時情報共有手段や情報の明確化が必要です。
- ・三郷インターチェンジの周辺などでは、大型倉庫などの大規模建築物が増加しています。大型倉庫から出火すると、影響範囲が大きく、消火までに長時間を要します。
- ・自然水利が不足しているエリアもあるため、地震等で消火栓機能が麻痺した場合に火災の延焼拡大を防ぐことが困難となります。未だ古い住宅も多く、延焼危険が増すことが課題となっています。また、第二大場川・二郷半用水、久兵衛用水など渇水時期は市全域の自然水利が不足となります。
- ・道幅が狭く建物が密集し、延焼を防ぐ公園等のオープンスペースが少ない地域があり、火災が発生すると広範囲な延焼になりやすくなります。
- ・倒壊物などで道路が封鎖され、消防車両が到着できずに火災などが拡大する可能性があります。
- ・火災による延焼被害の軽減を図るため、延焼の危険性が高い地域の防火・準防火地域指定の拡大などの住宅密集地の改善方策の検討が必要です。

1-3 河川の氾濫、大規模浸水等の水害による多数の死傷者の発生

- ・本市は、江戸川と中川に挟まれた低地帯であり、利根川、江戸川、荒川などの大河川の堤防から水が溢れるなど、外水はん濫が起きると市内の大半が浸水すると想定されています。
- ・近年の局地的な集中豪雨の頻度が増加傾向にあり、また、気候変動による台風の大型化も予測され、市内の河川や排水路の排水能力が一時的に不足し、これまで以上に内水はん濫による被害が想定されています。また、地盤が低く浸水しやすい箇所や農繁期には用水の影響も受け、河川や排水路の水位が高い状態などにより、内水はん濫を引き起こす危険があります。
- ・大規模水害が発生した際に避難可能な高台等が存在せず、避難場所の確保が課題となっています。
- ・河川沿いに旧集落があり、河川の氾濫が起きると被害が甚大になりやすい状況です。
- ・水害ハザードマップでは、三郷市のほぼ全域が浸水想定区域となっています。

- ・公共下水道（汚水）が未整備の地域があります。公共下水道施設（ポンプ場など）が浸水する可能性があります。
- ・市管理の河川の整備（下第二大場川）や市内水路の整備（改修）が完了していません。また、国、県管理の河川についても、未整備区間があります。
- ・市内の河川に危険水位をわかりやすく表示することで平時より危険の周知を行うことが可能です。
- ・市内事業者等との災害時情報共有手段や情報の明確化が必要です。

1-4 暴風、竜巻等による多数の死傷者の発生

- ・市内鉄道路線や高速道路が高架となっており大規模な鉄道及び車両による事故の可能性があります。
- ・暴風、竜巻等で倒壊危険の高い古い木造建築物が多くあります。
- ・街路樹や緑道の延長が増えています。街路樹や緑道、公園等の樹木は暴風により倒木の恐れがあります。
- ・暴風、竜巻等による避難所開設基準や手順などを明確にし、要配慮者の避難などの対応を行っていくことが必要になります。
- ・市内事業者等との災害時情報共有手段や情報の明確化が必要です。

1-5 線路、宅地の盛り土など造成地の崩壊等による多数の死傷者の発生

- ・軌道下の上・下水道管が損壊した場合、線路の法面崩壊により鉄道に影響がでる可能性があります。
- ・造成されている武蔵野線や新三郷らシティに関しては、造成場所を道路で区画しているため、近隣住宅等への被害は及びにくくなっています。
- ・市内のほとんどは平地のため、過去に土砂災害等の経験がないことが課題となっています。
- ・市内事業者等との災害時情報共有手段や情報の明確化が必要です。

1-6 災害対応（避難指示の遅れ、情報伝達の不足等など）の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者・死傷者が発生する事態

- ・近年は、市内の大規模災害の対応事案がないため、経験と教訓が乏しく、現場で求められる適切な判断ができる人材の育成が必要です。
- ・旧市街地には幅員 4m 未満の狭隘道路が点在しています。災害発生時に建築物等が倒壊した場合、救急活動時に緊急車両が進入できず、救助活動への遅れによる被害の拡大や、傷病者の搬送に時間を要します。
- ・市民への避難情報等の伝達については、防災行政無線のほか、メール配信サービス、ホームページ、twitter、facebook 等を活用して情報伝達手段の多様化・多重化に努めてい

ます。一方で、インターネット環境を持たないかたには、SNS 等による情報伝達ができないといった課題があります。

- ・市内小・中学校においては、計画的な避難訓練を実施しています。
- ・避難に時間を要する要配慮者及び避難支援者には、早い段階での避難情報の伝達が必要です。
- ・市内事業者等との災害時情報共有手段や情報の明確化が必要です。

1-7 避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

- ・東日本大震災などの大規模な自然災害の経験から、防災意識の高まりはあるものの、時間の経過とともに意識が希薄化する状況を回避していく必要があります。
- ・意識の醸成は、市内事業者等を含めた全体で図っていく必要があります。
- ・転入者が増加し、自宅付近の危険性を知らない住民が増えています。自分の住んでいるところは安全、まだ避難しなくても大丈夫といった過信から、避難行動が遅れてしまうことがあります。
- ・避難に時間を要する要配慮者の支援を行う避難支援者の確保が課題となっています。要配慮者は支援者、家族の送迎の支援の遅れにより、福祉施設での滞在の可能性があります。避難に時間を要する要配慮者には、一段階早めの避難が必要という意識の醸成が必要です。
- ・市民への情報提供が課題となっています。指定緊急避難所・指定避難所を開設しても市民への情報提供ツール（ホームページ・市民配信メール）では、情報共有が限られています。特に要配慮者への情報伝達が課題です。
- ・核家族化などの様々な要因により、自主防災組織の活動等の共助による取り組みが進んでいない地域や状況があります。

2-1 消防、その他自衛隊や警察等の救助・救急活動等の絶対的不足、活動の大量発生、行方不明者搜索の難航

- ・近年の人口の増加により、消防力の強化が必要です。
- ・本市は、一級河川に挟まれており、応援部隊の進入ルートが限られています。
- ・地域における交流が減少し、市民同士の関わり合いが希薄化する傾向にあり、市民活動を通じて協力し合える状況が創出される可能性があります。

2-2 救助・医療支援ルートの途絶、医療施設・関係者の不足による救助・医療機能の麻痺

- ・市内各小・中学校に応急手当普及員がいるものの、更新講習、新規講習の受講者が少なくなっています。
- ・一級河川に挟まれているため、応援部隊の進入ルートが限られています。

- ・具体的な行動を記載した「医療救護マニュアル」は、より多様な災害に備えたものにする必要があるため、保健師などが参加するワーキンググループにおいて見直しを行っています。
- ・関係機関と災害時の具体的な役割分担等についての連携強化が必要です。また、専門職による支援チームなどの受け入れ体制も充実していく必要があります。
- ・福祉施設等において常備薬、非常食が不足する可能性があります。
- ・医療機関との連絡は、携帯電話で行っていますが、災害時の電話による通信の信頼性が課題です。
- ・市内医療機関の収容力、対応力の整理、調整が必要です。
- ・大規模地震等の際には重機会社との協定などで、ある程度対応は可能となっていますが、水害では救助・医療支援ルートが遮断される可能性があり、内水はん濫時の移動手段等の整備が課題です。
- ・旧市街地には幅員 4m 未満の狭隘道路が点在しています。地震などにより建物が倒壊した場合に救助・医療支援ルートが途絶える可能性があります。

2-3 医療活動に必要なエネルギー供給の途絶による救助・医療機能の麻痺

- ・「災害時における給油取扱所の支援協力に関する協定書」を埼玉県石油商業組合 三郷支部と締結していますが、市内医療機関からエネルギー供給の申し出があった場合の対応の整備をしていく必要があります。
- ・医療的ケアを必要とする要配慮者が使用する医療機器の電源確保に課題があります。
- ・消防車や救急車の燃料は、一般の給油スタンドで給油しているため、燃料供給が途絶えることにより、車両の運用ができなくなる可能性があります。

2-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ・衛生環境が悪化した場合に、感染症や心身の不調が発生する可能性があります。
- ・災害時保健活動に従事できる保健師の不足が懸念され、被災市民に必要な支援力が不足する可能性があります。保健活動を担う人材の不足と庁内関係部署との連携の強化が課題となっています。
- ・指定避難所は学校の体育館などが中心であり、長期に渡る避難生活となった場合に住環境には適しておらず、長期避難所生活を想定した段ボールベット等の備蓄が必要です。
- ・避難所にペットが同伴された場合、アレルギーの発症や、衛生面、マナーなどに課題があります。
- ・多くの要配慮者等に対応するため、福祉避難所の住環境の不備や支援スタッフ不足等が課題となっています。

2-5 市民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできず、地域の助け合いも機能しない事態の発生

- ・自主防災組織の組織率は、平成 31 年 4 月 1 日現在で 96.3%と全国と比較して高い水準を保持していますが、担い手の高齢化が進んでいます。自主防災組織の総合防災訓練の実施、防災倉庫の設置、防災資機材の購入など、内容の充実に努めていく必要があります。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・放水路や大場川等の橋が崩落した場合に、進入・搬送ルートの確保が課題となります。
- ・みさと団地や多くのマンション等の集合住宅において、水害による孤立を招く可能性があります。

3-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- ・電柱の倒壊等により、地上の通信インフラ設備が使用できなくなる可能性があります。
- ・無人で稼働している水道施設では、NTT の回線等を使用し遠隔操作や機械警備を行っており、現場操作などのために必要な人員の確保が必要です。
- ・防災行政無線（固定系）は、立地場所によって、放送内容の聞こえ方が不鮮明なため、対策が必要です。
- ・防災行政無線（移動系）が令和 4 年 11 月末でアナログ波の使用が出来なくなります。
- ・災害通報の窓口となる、消防通信指令施設の老朽化が進んでいます。

3-2 テレビやラジオなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ・防災行政無線の立地場所によって、放送内容の聞こえ方が不鮮明なため、対策が必要です。
- ・インターネット環境が無いかたには、SNS による情報伝達できません。
- ・市内小・中学校において、保護者にメール登録を呼びかけ、メール配信による引き取り訓練を実施していますが、全家庭のメール登録が課題です。

3-3 火山噴火による降灰、豪雪等による交通機能の麻痺

- ・主要道路、駅周辺路線、また橋梁箇所の機能麻痺は、交通網に大きな影響を与えます。
- ・軌道の分岐器に降灰が堆積し、鉄道の運行に支障が出る可能性があります。
- ・富士山が噴火した場合には、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年）や富士山火山広域防災検討会報告（平成 17 年）による富士山降灰可能性マップにおいて、三郷市では、最大約 2～10 cm の堆積が想定されています。
- ・高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じ、食料・飲料水・生活必需品等の

流通が滞る可能性があります。降灰についての対応経験がないことが課題となっています。

3-4 陸・川・空の交通インフラ等（鉄道・道路・船着き場・ヘリポートなど）の長期間停止により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない

- ・関係鉄道事業者は、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と平行して列車の折り返し運転または自動車輸送等の対策を講じます。鉄道事業者の支援方策が課題となっています。
- ・道幅が狭く建物が密集している地域で、地震などにより建物が倒壊すると、陸上の交通インフラが長期間停止します。
- ・緊急輸送道路や避難路としての道路整備が不十分です。
- ・電柱等の倒壊によって道路の通行に支障となる可能性があります。

4-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- ・倒壊した家屋等から家財道具の盗難などの被害が発生する危険性があります。災害時は警察官等の人手が不足し、見回り等の対応が十分にできない可能性があります。

4-2 市職員及び公共施設等の被災、体制の整備不足等による行政機能の大幅な低下

- ・市外から通勤している職員もあり、交通インフラの停止等により、出勤できない職員が増加する可能性があります。
- ・施設では、天井の落下、窓ガラスの破損、外壁の落下、電気・ガス・水道等のインフラ機能の停止等により、使用できなくなる可能性があります。
- ・各所属の優先業務などについて、あらゆる自然災害については整理する必要があります。
- ・防災中枢拠点となる本庁舎、消防庁舎共に浸水想定区域に立地していますが、浸水対策は十分施されていません。河川や内水氾濫時の行政、消防及び防災中枢拠点としての機能維持が課題です。三郷市消防・防災総合庁舎は、1階が車庫、2階以上が事務スペースとなっており、倒壊・座屈が起きた場合、完全に機能が停止する可能性があります。
- ・大規模水害の発生時に本庁舎の地下書庫の浸水などに備え、業務に支障が出ないように保管文書などの取扱いを検討していく必要があります。
- ・職員体制や様々な状況によっては、人員不足に拍車がかかる恐れがあります。女性活躍促進は進められていますが、施策や施設の整備は遅れています。
- ・福祉避難所は浸水想定区域に立地しています。また、自家発電機を稼働させるための十分な燃料の備蓄がされていません。
- ・福祉避難所での支援スタッフの確保が課題となります。
- ・斎場施設が被害を受けた場合、火葬業務が行えない事態が発生する可能性があります。

4-3 防災関係機関、災害時応援協定を締結している自治体や民間企業と連携がとれず、災害対策が麻痺

- ・防災関係機関との連絡について、県防災行政無線（固定系と衛星系）、一般加入電話が輻輳し、通話不能の場合には、災害時優先電話や衛星携帯を整備し、情報収集、連絡を行っている状況があります。
- ・他自治体等からの応援職員や応援物資を受け入れる場合の受援体制が十分に整備されていません。
- ・幹線級及び1・2等級の主要道路が麻痺した際、バイパス的役割を要する軸を形成する道路が不足しています。
- ・複数の事業体や民間企業（事業者等）と災害時応援協定を締結していますが、定期的な連絡窓口の確認や情報交換等をしていない事業者等もあります。

5-1 食料、飲料水、生命に関わる物資が市民に適切に供給されない

- ・東京湾北部地震への備えとして、1日の避難者数を7,541人、災害救助従事者を1,000人と見込み、食料の目標備蓄量を43,000食として計画的に備蓄を行っており、防災拠点となる消防庁舎、瑞沼市民センター、前川中学校を中心に指定避難所33箇所への分散備蓄を進めています。しかし、避難所での生活が、長期化した場合に、備蓄品が不足してしまう可能性があります。
- ・指定避難所における備蓄場所は、原則建物の上層階を提供してもらっていますが、建物の1階や敷地内に倉庫を建てて保管しているところもあり、水に浸かってしまう可能性があります。
- ・幹線級及び1・2等級の主要道路が麻痺した際のバイパス的役割を要する軸を形成する道路が不足しています。
- ・給水車等の応急給水資機材の拡充を図っていますが、市内全域で断水が発生した場合、全域での応急給水は困難となる可能性があります。
- ・日本水道協会を通じた相互応援体制が構築されており、他事業体の応援を受け、応急給水を行うこととなりますが、受け入れ体制が取れない可能性があります。
- ・配水管などの耐震化率が39.0%（令和元年実績）であり、地震被災時に配水管などに被害をうけ、水道水の断水が発生する可能性があります。
- ・福祉避難所を利用する避難者の設定及び二次避難所としての利用手順が不明確であるため、想定より避難者数が多くなった場合に、食料等が不足する可能性があります。

5-2 電力・ガス等のエネルギー供給機能停止の長期化

- ・東京電力による電力供給が停止した場合を想定して、水道施設では非常用自家発電設備により電源を確保しています。しかし、確保している燃料容量が10～12時間分のため、継続運転を行うための燃料の確保が課題です。
- ・照明が全て消灯する可能性のある公園等があります。

- ・埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）によると地震発災直後の市の停電世帯は、29,731 世帯、停電人口は 76,411 人と想定されています。
- ・電柱等が倒壊した場合、民家に損害を及ぼす、道路が通行できなくなる、広い範囲で停電が発生する可能性があります。
- ・幹線級及び 1・2 等級の主要道路が麻痺した際のバイパス的役割を要する軸を形成する道路が不足しています。
- ・学校給食の供給停止が長期化する可能性があります。熱源の確保が課題です。
- ・消防庁舎の自家発電で長期の対応は困難なため、他の電源確保が課題です。北分署には太陽光発電及び蓄電池設備が設置されていますが、浸水時には 1 階に設置されてある蓄電池設備に被害が出る可能性があります。

5-3 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・学校給食の供給停止が長期化する可能性があります。飲料水の確保が課題です。
- ・河川氾濫等の水害により、水道施設に対する浸水リスクがあります。
- ・地震被災時を想定し水道施設及び配水管などの耐震化を進めていますが、被害を受ける可能性があり、発災時の安定給水の確保が課題です。
- ・火山噴火による降灰により、県営水道の取水・浄水施設に影響を受け、水道水の水質悪化が起こる可能性があります。また、降灰後の降雨により、電気設備に火山灰が付着し、長期間停電することが想定され、降灰時の安定給水の確保が課題です。
- ・火災が市内で同時多発的に発生した際に、消火栓が使用できなくなる可能性があります。

5-4 廃棄物処理施設、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・三郷市不燃物処理場は老朽化が進んでいるため、大規模災害で甚大な被害を受けることが予想されます。東埼玉資源環境組合のごみ焼却施設、し尿処理施設は耐震化が進んでいますが、搬入時に橋を渡る必要があることが懸念されます。
- ・幹線級及び 1・2 等級の主要道路が麻痺した際のバイパス的役割を要する軸を形成する道路が不足しています。
- ・公共下水道（污水）の管渠は、道路内に埋設されており、被害状況を把握するために期間を要します。埋設管を調査する道具（テレビカメラなど）がなく、扱える人材もいないため、早期に状況を把握する体制の確保が必要です。

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

- ・稲作や畑では高齢化が進んでおり、所有者が自ら耕作するものは少なくなっています。
- ・事業継続を図るための B C P（事業継続計画）の策定企業が少ない状況です。災害に対する事前対策の重要性、必要性についての理解を広めていく必要があります。

6-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

- ・金融機関等からの預金引き出し、振り込み、手形決済、電子決済などが滞る可能性があります。
- ・市が緊急に支払いを行う必要が生じた場合、庁舎内には多額の現金を保管していません。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ・古い木造住宅が密集する区域が存するため、延焼し対応が遅れた場合拡大する可能性があります。
- ・市街地において道路に生えた雑草に延焼が広がる可能性があります。
- ・火災による延焼被害の軽減を図るため、延焼の危険性が高い地域の防火・準防火地域指定の拡大などの住宅密集地の改善方策の検討が必要です。
- ・道幅が狭く建物が密集している地域で地震などにより火災が発生すると広範囲な延焼になりやすく、消防車両の進入も困難であり、拡幅が課題です。
- ・ライフラインの復旧エリアで同時に通電火災の発生する恐れがあるため、復旧後の二次災害防止の情報提供が必要です。
- ・消防水利（防火水槽）の適正配置が十分ではありません。防火水槽の買取・廃止要望が増えていることが課題です。
- ・緊急輸送道路や避難路としての道路整備が不十分です。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- ・緊急輸送道路に布設されている配水管などで耐震化されていないものについて、地震被災時に被害を受け大規模な漏水が発生した場合、道路陥没を起こすことが想定され、被災状況によっては道路交通に支障を及ぼす可能性があります。
- ・現行の耐震基準を満たしていない下水道管があります。
- ・旧市街地には幅員 4m 未満の狭隘道路が点在しています。
- ・東京湾北部地震（M7.3／最大震度 6 強）の被害予測では、建物の全壊数 1,189 棟、半壊数 3,331 棟、人的被害も想定されており、これらの建物が避難路等の寸断や、消火・救助活動への支障となる可能性があります。
- ・緊急輸送道路や避難路としての道路整備が不十分です。

7-3 火山灰降下による防災インフラ（堤防、排水施設等）の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

- ・河川、排水機場等について、点検及び被害状況の把握が必要です。河川や排水機場の日常点検の際や、災害時における被害状況を把握する人材及び体制確保が課題です。
- ・市内の河川、排水機場等は延長や箇所数が多いため、状況の把握に期間を要します。ま

た、被害状況が多い場合の早期復旧に時間を要します。

7-4 被災による有害物質の大規模拡散・流出により被害の拡大

- ・浸水想定区域にある危険物施設からの危険物の漏洩の可能性があります。漏洩した危険物に引火して消火困難な火災が発生する可能性があります。水害からの危険物漏洩予防処置が定められていない状況です。
- ・水害ハザードマップについて市民（施設関係者）の認知度を向上させていく必要があります。

7-5 被災による想定を超える大量の帰宅困難者の発生、支援不足による混乱から被害の拡大

- ・旧市街地には幅員 4m 未満の狭隘道路が点在しています。狭隘道路沿道の建築物等が倒壊した場合、車両が進入できず交通遮断される可能性があります。
- ・東京湾北部地震が発生した場合、埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）によると、市の帰宅困難者は、16,751 人に上ると想定されています。帰宅困難者に支給する物資として、食料（パン、クラッカー）、水 500ml、ウェットティッシュ、糞尿処理セット、アルミブランケットを備蓄していますが、帰宅困難者を一時的に受け入れることのできる施設として、公共施設以外の民間施設（駅、大型集客施設等）を確保する必要があります。

8-1 防災インフラ（堤防、排水施設、道路等）の長期間にわたる機能不全

- ・河川、排水機場、道路等について、点検及び被害状況の把握が必要です。河川、排水機場、道路等の日常点検の際や、災害時における被害状況を把握する人材及び体制確保が課題です。
- ・市内の河川や道路は延長が長いため、状況の把握に期間を要します。また、被害状況が多い場合の早期復旧に時間を要します。
- ・旧市街地には幅員 4m 未満の狭隘道路が点在しています。災害発生時に特に狭隘道路沿道の建築物等が倒壊した場合、車両が進入できず交通遮断される可能性があります。
- ・道路が復旧しないと消防車両が通行できず、災害現場に向かうことが困難となります。

8-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ・災害時のごみ収集や仮置き場について、分別ルールや出し方などの市民への事前周知を図ることにより、災害廃棄物処理にかかる混乱や停滞が回避できる可能性があります。
- ・廃棄物に関する協力団体等との連携があれば、より処理や運搬能力が向上する可能性があります。

8-3 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- ・埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定をはじめとした、他自治体との災害時相互応援協定を締結しています。これにより、市の通常の防災体制のみでは、十分かつ迅速に応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、協定締結先から迅速にスキルを持った職員を派遣してもらい、支援を受けることが出来ます。しかし、支援する側の自治体も人手不足となるため、中・長期（3ヶ月以上）の職員派遣を求めることは難しい状況です。
- ・「東京湾北部地震」が発生した場合、市における最大震度は6強と予想されており、それに伴う建築物被害の程度は、全壊数が1,189棟、半壊数が3,331棟、焼失数が76件（冬の夕18時）と予想されているため、被災後の復興を支える実務を担当する人材が、一時的に不足することが予測されます。

8-4 広域・長期にわたる浸水被害や地震の被害により復興が大幅に遅れる事態

- ・「東京湾北部地震」などの地震による津波が発生した場合、江戸川や中川を遡上することで、本市にも被害が発生する可能性があります。
- ・大規模な災害が発生し甚大な被害を受けた地域に対し、被災市街地復興推進地域を指定します。指定された地域は、土地の形質の変更や建築が制限され、土地区画整理事業等により、災害に強い健全で良好な復興事業を行う必要があります。
- ・復興事前準備の総合的な計画として、復興体制、復興手順、復興訓練のほか、基礎データの整理、分析、応急仮設住宅用地の選定など、復興まちづくりの実施方針を含めた、事前復興計画の策定が必要です。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

- ・有形文化財（特に建造物）の経年劣化等が課題となっています。
- ・高齢化や地域コミュニティの変化による無形民俗文化財の担い手が不足しています。
- ・文化財・歴史資料に対する防災、被災対応を十分に検討する必要があります。
- ・図書館で所有する資料については紙媒体のため、水害や火災については脆弱性が高くなっています。資料の保護対策方法や被災後の修復方法についての対応が課題です。
- ・「東京湾北部地震」が発生した場合、市における最大震度は6強と予想されており、それに伴い貴重な文化財や環境的資産が喪失する可能性があります。

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ・三郷市地域防災計画により、応急仮設住宅用地は番匠免運動公園、県営みさと公園、半田公園の3箇所を候補地としていますが、選定には至っていません。応急仮設住宅の建設を容易にするため、平素から市内の応急仮設住宅のための用地選定が必要です。
- ・「東京湾北部地震」が発生した場合、市における最大震度は6強と予想されており、それに伴う建築物被害の程度は、全壊数が1,189棟、半壊数が3,331棟、焼失数が76件（冬の夕18時）と予想されています。そのため、適切な事前復興計画の策定が課題です。

8-7 被害認定調査、リ災証明発行、仮設住宅の供給等の業務の遅延による生活再建が遅れる事態

- ・発災時に迅速に対応できるように、被害認定調査のマニュアルや体制の整備、担当者への継続的な研修が必要です。
- ・リ災証明発行等業務のための人手不足が予測されます。被害状況調査を含めて関係する部署が連携し、迅速かつ適正な処理を行っています。しかし、申請の件数が多くなってくると、速やかな発行が出来なくなり、被害認定調査、リ災証明の発行に期間を要することが予想されます。
- ・総合的な被災者生活再建支援システムが構築されていないため、リ災証明発行までに時間を要し、生活再建が遅れることが予測されます。
- ・地震や風水害等を想定し、被害認定調査、リ災証明発行、仮設住宅の供給等の業務などの遅延が生じないように、適切な事前復興計画の策定が課題です。

8-8 風評被害、イメージ低下、信用不安、生産力の回復遅れなどによる人口・経済等への甚大な影響

- ・三郷市水害ハザードマップでは、利根川氾濫時に最大3.0m未満まで、江戸川氾濫時に最大5.0m未満までの浸水が想定されるため、特に想定の上限に近い浸水のあった場合、復旧まで時間を要します。
- ・また、「東京湾北部地震」が発生した場合、市における最大震度は6強と予想されており、それに伴う建築物被害の程度は、全壊数が1,189棟、半壊数が3,331棟、焼失数が76件（冬の夕18時）と予想されているため、風評被害、イメージ低下、信用不安、生産力の回復遅れが生じないように、適切な事前復興計画の策定が課題です。

9-1 ボランティアの人材、受け入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態

- ・三郷市社会福祉協議会が、ボランティアの募集、ニーズの把握を行い、集まった人材と各種活動内容に合わせたマッチングを行うコーディネーターとしての役割を果たして

います。災害時のボランティアは、災害ボランティアセンターを立ち上げて、受け入れを行うことになっています。市は、センターが円滑に立ち上がるよう、三郷市社会福祉協議会と協議して事前対策を講じます。センターを設置できる施設の選定や施設の使用に関して、施設管理者等との調整が必要です。

9-2 準備・災害時・事後の行動について知識・認識不足により、市民生活の再建が遅れる事態

- ・「東京湾北部地震」などの地震や水害が発生した場合、市民の知識・認識不足により、市民生活の再建が遅れる事態が生じる可能性があります。
- ・防災講話や防災講演会などを通じて、市民に対して、防災情報等の収集手段、日頃の備え、避難時の心得等の防災知識の普及・啓発を図っていく必要があります。
- ・近年は転入者が増加しており、危険性を良く知らない住民が増えています。自分の住んでいるところは安全、まだ避難しなくても大丈夫といった過信から、避難行動が遅れてしまうことがあります。

4 方針、取り組み

施策分野Ⅰ【安全でいつも安心して住めるまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
消防団や自主防災組織などの地域防災力の強化します	1	自主防災活動に関心を持ってもらえるように啓発を強化します。 ○自主防災組織設立及び活動推進事業	2-5、9-2	危機管理防災課
	2	消防団や自主防災組織に対する若い世代の参画を促進し、後進の育成に努めるとともに、装備の充実を図ります。 ○少年消防クラブ事業 ○自主防災組織設立及び活動推進事業 ・自主防災組織の総合防災訓練の実施、防災倉庫の設置、防災資器材の整備に対する補助金の交付	1-1、1-2、2-5 1-7	危機管理防災課 消防総務
	3	防災資器材の整備に係る補助金対象の拡充を図ります。 ○自主防災組織設立及び活動推進事業 ・自主防災組織の総合防災訓練の実施、防災倉庫の設置、防災資器材の整備に対する補助金の交付	2-5	危機管理防災課
	4	公助だけに頼らない自助・共助を基本とした家庭や地域の防災力の向上を図ります。 ○地域防災推進事業 ○自主防災組織設立及び活動推進事業 ・自主防災組織の総合防災訓練の実施、防災倉庫の設置、防災資器材の整備に対する補助金の交付	1-6、2-5、9-1、9-2	危機管理防災課
	5	防災リーダー研修等を通じた防災について考える機会の創出を図ります。 ○自主防災組織設立及び活動推進事業	2-5、9-2	危機管理防災課
地域の強靱化を進めます	6	建物の耐震化を所有者に働きかけ、補助事業等による支援に努めます。 ・三郷市建築物耐震改修促進計画に基づく事業	1-1、7-2	開発指導課
	7	空き家の除却や適正な維持管理について、所有者への周知を図ります。 ○住宅施策推進事業	1-1、1-2	都市デザイン課
	8	県が取り組む緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を働きかけます。 ・県が取り組む建築物の耐震化の支援を行います。	7-2	開発指導課
	9	配水管などの耐震化を推進し、断水被害のリスクの低減を図ります。 ○配水管整備事業	5-1、5-3	施設課
	10	危険物施設に対し、危険物漏洩防止対策指導を積極的に行います。 ・危険物保安上の留意事項に関する指導及び、施設関係者と連携。	7-4	予防課
	11	防災教育や啓発等を通じた防災意識の醸成を図ります。 ○地域防災推進事業 ○自主防災組織設立及び活動推進事業 ・自主防災組織の総合防災訓練の実施、防災倉庫の設置、防災資器材の整備に対する補助金の交付	2-5、9-2	危機管理防災課 予防課

施策分野Ⅰ【安全でいつも安心して住めるまちづくり】		リスクシナリオ	担当部署
地域の強靱化を進めます	12	本庁舎・健康福祉会館・消防庁舎等の地震や浸水の対策など、庁舎内での業務継続環境の維持に努めます。	1-1、4-2 市有財産管理課 ふくし総合支援課 消防総務課
		○庁舎管理事業 ○健康福祉会館管理事業 ○消防・防災総合庁舎等管理事業	
消防力の確保に努めます	13	指定消防水利の増強と適正な管理と消火栓以外の有効な消防水利を検討します。	1-2、5-3、7-1 警防課
		○消火栓等施設整備事業・消防水利施設維持修繕事業	
	14	消防指令業務の代替え手段や広域化（近隣消防との指令業務の統合）を検討します。	3-1 指令課
		○指令業務事業 ○通信指令施設管理事業	
	15	・消防訓練の実施や消防戦術の見直し、人員・消防車両や資機材の適正配備を推進します。	1-1、2-1、2-2、3-1、7-1 消防総務課 警防課
		・消防力の整備指針に示された人員・車両数を目標とする ○消防車両・救急車両機器整備維持事業、消防団車両機器整備維持事業 ○消防装備維持事業	
	16	複数個所で発生した災害や瓦礫等の中での作業に対応する消防力確保のほか、災害による消防車両等の被災を避ける方策について検討します。	1-4、1-5 警防課
		○警防課事務・消防車両・救急車両機器整備維持事業	
	17	消防職員に対する市内状況（木造密集地など）の認識の深化を図ります。	7-1 警防課
		・警防活動重点区域の指定	
情報発信の充実を図ります	18	防災行政無線を補完する情報伝達手段として消防団車両、広報車両による広報及び防災行政無線確認ダイヤル、三郷市防災情報架電サービス等への登録促進など、更なる情報発信の多重化・多様化に努めます。	1-6、3-2 危機管理防災課
		○地域防災推進事業 ・三郷市メール配信サービスや防災情報架電サービスの登録の推奨	
	19	関係機関等と連携した体制の整備による迅速で正確な情報収集や応援要請ができる体制を構築します。	1-3、1-4、1-6 危機管理防災課
		○防災行政無線・防災情報システム運用管理事業	
	20	水害ハザードマップによる浸水想定区域の周知徹底と安全な段階で自ら避難を判断できる意識定着を促進します。	1-3、1-7、9-2 危機管理防災課
		○地域防災推進事業	
	21	広報紙やHP、メール配信サービス等の市のあらゆるツールを利用し、精査した災害情報を市民へ迅速かつ的確に情報を発信するよう努めます。	1-4、1-6、1-7、9-2 危機管理防災課 広報課
		○地域防災推進事業 ・三郷市メール配信サービスや防災情報架電サービスの登録の推奨	

施策分野Ⅰ【安全でいつも安心して住めるまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
	22	防災拠点整備における通信インフラの強化としての公衆無線LAN環境の整備を推進します。 ○情報処理機器及びネットワーク管理事業	3-2	企画調整課
	23	防災行政無線（移動系）のデジタル化の推進（代替の通信手段も比較検討）と防災行政無線（固定系）の適正な配置箇所の検討による増設や移動を推進します。 ○防災行政無線・防災情報システム運用管理事業 ○防災行政無線更新整備事業	3-1、3-2	危機管理防災課
	24	民間事業者が提供する各種ネットワーク等を活用した災害情報伝達手段の多様化・多重化を検討します。 ○地域防災推進事業 ・緊急速報メールやＬアラートによる避難情報等の配信	1-6、3-1、3-2	危機管理防災課
計画的な備蓄の確保を図ります	25	各家庭における1人当たり最低3日分（推奨7日分）程度の食料、飲料水の備蓄啓発に努めます。 ○地域防災推進事業 ・イツモ防災講座による家庭で出来る日ごろの備えの啓発活動	5-1、9-2	危機管理防災課
	26	消防団機械器具置場24か所に舟艇（避難・救助用）など必要な備品の整備を推進します。 ○消防団維持事業、消防団車両機器整備維持事業	1-3、2-2	消防総務課 警防課
	27	電力・ガス等のエネルギーの供給停止に備えた市民等に対する必要な物資の計画的な備蓄を図ります。 ○災害備蓄品整備事業	2-4、5-1、5-2、5-3	危機管理防災課
	28	避難者や要支援者、負傷者、生活に支援を要する方など、市民に必要な備蓄品等の確保のほか、避難所設営や災害時対応に必要な備品の整備に努めます。 ○災害備蓄品整備事業	1-1、1-2、1-3、2-4	危機管理防災課
	29	帰宅困難者に対する物資の計画的な備蓄を推進します。 ○災害備蓄品整備事業	7-5	危機管理防災課
行政・市民・関係団体などあらゆる主体との連携体制の構築を図ります	30	防災行政機関、災害時応援協定を締結している民間団体との情報交換会の開催や定期的な連絡窓口の確認、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなどの連絡体制の強化に努めます。（緊急車両の優先的給油体制の構築） ○地域防災推進事業	1-3、1-4、4-3、5-2、8-2	危機管理防災課 警防課
	31	地域の企業、中学生及び高校生の活用、連携の強化に努めます。	2-1	
	32	駅、大型集客施設等を中心に一時滞在施設の確保に向けた取組みを推進します。 ・災害時応援協定による一時滞在施設の確保	7-5	危機管理防災課

施策分野Ⅰ【安全でいつも安心して住めるまちづくり】		リスクシナリオ	担当部署
行政・市民・関係団体などあらゆる主体との連携体制の構築を図ります	33	消防戦術の再確認や迅速な応援要請の体制を構築します。 ○警防課事務、緊急消防援助隊事業	1-2 警防課
	34	災害時の治安維持のため、青色パトロール等の地域の見守り体制を推進します。 ○防犯ステーション設置管理事業	4-1 生活安全
	35	風水害時の倒木等による道路交通確保のための障害物の除去など、災害時や緊急時対処事態発生時に備えて、建設業協会などとの協力体制を確立していきます。 ・緊急時における応急対策活動への協力に関する協定の締結による公共土木施設の応急修理障害物の除去	1-4、1-5、2-6、3-3 危機管理防災課 道路河川課 警防課
災害対応能力の向上のための人材育成や確保を推進します	36	自治会や民生委員・児童委員など地域の方々と直接的な情報共有方法や関係の構築など、連携による体制を強化します。 ○民生委員活動推進事業 ○町会長等活動支援事業	1-5、2-6、3-1、3-2、 ふくし総合支援課 市民活動支援課
	37	公共交通機関等が不通になった際の職員の体制や人員確保について整理します。 ・災害時における職員の確保や勤務体制等は、災害対策の方針に従いながら取り組む	4-2 人事課
	38	部課を超えた人員配置の見直しや、災害対応能力の向上のための人材育成を図ります。 ○職員研修業務	1-1、1-4、1-6、2-1 人事課
	39	地域の防災訓練等での図上訓練（DIG）の体験促進と体験による家庭や地域で出来る被害軽減対策について考える機会の提供に努めます。 ○自主防災組織設立及び活動推進事業	1-7、7-1 危機管理防災課
災害マニュアルの更新や訓練を定期的実施します	40	被災市町村に対する短期の職員派遣スキーム等による職員派遣要請を積極的に活用します。 ・埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定による埼玉県・市町村人的相互応援のための制度の活用	8-3、8-7 危機管理防災課 人車
	41	関係部局と連携して災害時の各種マニュアルを随時更新、作成するとともに、多数傷病者事故対応、ペットの取り扱い、暴風・竜巻（局所被害）、降灰除去や除雪、応急給水への対応など、マニュアルに即した訓練の実施を推進します。 ・医療救護マニュアルの見直しと関係者間での共有に努めます。	1-1、1-4、2-1、2-4、3-3、4-3、5-1 健康推進課 クリーンライフ課 消防総務課 業務課 道路河川課
	42	消防計画を策定し、計画に沿った防災教育、防災意識の高揚及び訓練を図ります。 ・計画的な取組みの実施により、安定した意識向上や体制の構築を図ります。	1-2、1-3、1-6、4-2
	43	大規模施設や給食センターなどの熱源を使用する施設では、初期消火や避難誘導のほか、施設内で働いている職員、委託社員等の消防訓練の徹底が重要なことから、消防訓練を通じた初期消火や避難誘導方法の指導とともに、日常的にリスク発生が高い箇所の点検を積極的に実施します。 ○予防課事務	1-1、1-2 予防課

施策分野Ⅰ【安全でいつも安心して住めるまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
	44	大規模災害用の消防ホースを整備し、長距離送水訓練を実施するなど、消防団の組織力を活かせる訓練を行っていきます。 ○消防団維持事業	1-1、1-2	消防総務課
	45	災害時における情報、インフラ、業務などの優先順位の整理を行います。 ・業務継続計画（BCP）に基づき、迅速に各関連部署により整理を行います。	1-6、3-4、4-2	危機管理防災課 広報課 道路河川課
	46	情報伝達訓練のほか、通信インフラが機能不全に陥ったときの防災無線（子局）を使用した対処法訓練を実施します。 ・不全時の代替えを想定した事前の準備を図ります。	3-1	
計画の策定や見直しを実施します	47	市内全域やその地域で起こりうる災害を学ぶ機会として、防災講話などにおいて、情報収集、早めの避難、自宅を守る安全対策等の啓発を図り、自分の命は自分で守る意識の定着を図ります。 ○地域防災推進事業 ・イツモ防災講座による家庭で出来る日ごろの備えの啓発活動	1-7、9-2	危機管理防災課
	48	消防部隊の活動だけでは消防力が不足するため、応援部隊の円滑な活動を支援し、受け入れ態勢の構築を図る計画である「三郷市消防受援計画」の見直しと再構築を図ります。 ○緊急消防援助隊事業、メディカルコントロール体制事業	2-1、2-2、2-3、4-3、8-3	警防課
	49	復興事前準備の総合的な計画として、復興体制、復興手順、復興訓練のほか、基礎データの整理、分析、応急仮設住宅用地の選定など、復興まちづくりの実施方針を含めた、事前復興計画の策定を検討します。 ○土地利用計画決定事業	8-4、8-5、8-7、8-8、8-9、9-2	都市デザイン課
	50	災害時であっても市民生活に直結する重要業務は継続して実施する必要があるため、組織改編等に合わせたあらゆる災害に備えた業務継続計画の継続的な見直しを進め、国や県と連携のもと、計画の共有を図るとともに、体制の確保に努めます。 ・業務継続計画（BCP）の継続的な点検と見直し	4-2	危機管理防災課
住環境の防災性の向上を推進します	51	火災による延焼被害の軽減を図るため、延焼の危険性が高い地域の防火・準防火地域の指定拡大などの住宅密集地の改善方策を検討します。 ○土地利用計画決定事業	1-2、7-1	都市デザイン課
	52	住宅用消火器を初めとした住宅用防災機器等の普及推進 ○防火啓発事業 ・広報活動、イベントによる普及啓発活動、地域関係団体との連携を図る。	1-2	予防課

施策分野2【子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
施設の安全で継続的な運用に努めます	1	児童福祉施設を安全に使い続ける為の改修または建て替えについて、計画的に取り組みます。 ○指定管理者による児童館施設運営事業 ・南児童センター、早稲田児童センターについて、指定管理者との連携 ○児童館運営事業 ・北児童館の管理・運営 ○しいのみ学園運営事業 ・しいのみ学園の管理・運営	1-1	子ども支援課
	2	学校教育施設（小学校(児童クラブ含む)、中学校、学校給食センター）を安全に使い続ける為の改修または建て替えについて、計画的に取り組みます。 ・学校教育施設個別計画に基づく事業 ・岩野木学校給食センターについては、特に老朽化が進んでいるため、施設の更新を図ります。	1-1、4-2 5-2、5-3	教育総務課 学務課
	3	保育施設を安全に使い続ける為の改修または建て替えについて、計画的に取り組みます。 ○保育所運営管理事務事業 ・計画に基づく定期的な修繕の実施（公立保育所の大規模修繕は令和元年度に終了）	1-1	すこやか課
避難施設として衛生対策、医療対策、避難生活対策などを推進します	4	保健師の確保と常備薬の見直し・確保に努めます。 ・関係部署と連携し、実施に努めます。	2-2、2-3、2-4	健康推進課
	5	停電時に備え、医療・救助活動に必要な非常電源のエネルギーの確保に努めます。 ○消防施設再生可能エネルギー等導入事業	2-3	消防総務課
	6	保健師と連携し、避難所の衛生対策の推進に努めます。 ○地域防災推進事業 ・避難所運営委員会による避難所開設・運営マニュアルの作成	2-4	危機管理防災課 健康推進課
	7	避難所への災害時に必要な物資の分散備蓄に努めます。 ○災害備蓄品整備事業	5-2、5-3	危機管理防災課
保護者との連絡手段の強化に努めます	8	保育施設において保護者との連絡手段が途絶えた時の対応を、平常時から保育施設と保護者が共有するよう訓練・周知に努めます。 ○保育所運営管理事務事業 ・定期的な防災訓練の実施	3-1、3-2	すこやか課
	9	市立小・中学校において保護者との連絡手段が途絶えた時の対応を、平常時から学校と保護者が共有するよう訓練・周知に努めます。 ・パソコン等によるネットワークを利用した平時からの保護者との連絡手段の構築により、情報を共有します。	3-1、3-2	指導課

施策分野2【子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
公立及び私立の保育施設が適切な対応がとれるよう努めます。	10	保育所防災マニュアルを見直します。 ○保育所運営管理事務事業 ・訓練の振り返りに基づくマニュアルの見直し	1-2、1-3、1-4、1-6、4-2	すこやか課
	11	保育所防災マニュアルの保護者への周知の機会を確保します ○保育所運営管理事務事業 ・市HPでの防災マニュアル掲示と冊子の配布	1-2、1-3、1-4、1-6、4-2	すこやか課
市立小、中学校において、マニュアルや計画に沿った組織の編成及び訓練を実施します	12	学校防災マニュアル及び消防計画に沿った防災組織の編成及び訓練を実施します。 ・学校での組織編成、訓練等の実施により、災害時の迅速な対応につなげます。	1-2、1-3、1-4、1-6、4-2	学務課
学校教育などによる防災教育の充実を図ります	13	防災教育に取り組む教職員を育成し、地域人材や関係諸機関、保護者等と連携を図り、発達段階に応じた防災教育を推進します。 ○学校教職員校内研修事業 ○教育研究推進事業	1-7	指導課

施策分野3【水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
河川や水路の整備を推進します	1	「流す」「貯める」「備える」三郷市総合治水計画を策定し、水路を含めた排水施設の計画的な整備（改修）を進めます。 ○排水ポンプ場維持管理事業 ○水路整備事業 ○雨水排水対策事業 ○大場川下流排水機場ポンプ増強事業	1-3	道路河川課
	2	中川の堤防嵩上げや大場川、第二大場川の護岸など、国、県管理河川の整備要望を引き続き行います。 ○河川・水路管理事務事業	1-3	道路河川課
	3	市管理の準用河川である下第二大場川について、河川整備を進めます。 ○下第二大場川改修事業	1-3	道路河川課
公共下水道の整備を推進します (認可区域における整備)	4	公共下水道（汚水）の整備完了を目指します。 ○公共下水道汚水整備事業 ○下水道事業計画に関する事務事業	1-3	下水道課
	5	公共下水道（雨水）の計画的な整備を推進します。 ○水路整備事業 ○雨水排水対策事業	1-3	下水道課 道路河川課
	6	公共下水道施設（汚水）の浸水対策を検討します。 ○公共下水道普及促進事業	1-3	下水道課
街路樹や緑道の安心安全管理を図ります	7	街路樹や緑道について、樹木の剪定等の維持管理を行い、予防保全を図ります。 ○緑道等維持管理事業 ○街路樹等維持管理事業	1-4	道路河川課 みどり公園課
処分所、不燃物処理場の確保を図ります	8	火山灰や雪の処分場所の確保について検討します。 ○一般廃棄物収集運搬事業 ○不燃物処理事業	3-3	クリーンライフ課
	9	三郷市不燃物処理場について、災害時も想定した更新計画を検討します。 ○不燃物処理場整備事業	5-4	クリーンライフ課
仮安置施設等の確保に努めます	10	多くの被害者が発生した場合を想定し、必要な施設等の確保に努めます。 ・災害対策時の対応に従い、生活支援の取組みのもとに実施します。	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-4、7-1、7-3	市民活動支援課 生活安全課
公園等の活用を図ります	11	公園等への緊急時車両乗入可能区域の整備を図ります。 ・緊急時の車両の乗入可能な区域について、再確認等を行い、適切な対応を実施します。	7-1、7-2	消防
災害廃棄物のルール化と市民への周知を図ります	12	災害時のごみ収集や仮置き場及び災害廃棄物の分別ルールについて市民への事前周知を図ります。 ○一般廃棄物収集運搬事業 ○不燃物処理事業	8-2	クリーンライフ課

生産緑地の確保に努めます	13	延焼を防ぐオープンスペースを活用するために、生産緑地の確保に努めます	1-2	みどり公園課
		○生産緑地地区管理事業		
合併処理浄化槽への転換を促進します	14	水質汚濁を防止するために、合併処理浄化槽への転換を促進します。	1-3	クリーンライフ課
		○合併処理浄化槽転換整備事業		

施策分野 4 【都市基盤の充実した住みやすいまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署	
市内の建物等の老朽化対策を推進します	1	建物の耐震化を所有者に働きかけ、補助事業等による支援に努めます。また、UR都市機構などと連携し、みさと団地など大規模団地の老朽化対策を推進します。 ・三郷市建築物耐震改修促進計画に基づく事業 ・将来的なみさと団地の在り方について、UR都市機構と緊密な連携を図る	1-1	開発指導課 企画調整課	
	2	三郷市橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、老朽化している橋梁について順次修繕工事を進めます。 ○橋りょう維持事業	1-1	道路河川課	
道路環境整備を推進します	3	バイパス的役割を要する道路整備を推進します。 ○地域拠点基盤整備（フルインター化）事業 ・三郷料金所スマート I C のフルインター化	4-3、5-1、5-2、5-4	地域拠点整備推進課	
	4	都市計画制度を活用した狭隘道路の拡幅を図り、延焼防止や交通網の確保を図ります。 ○都市計画道路計画決定事業	1-1、1-2、1-6、2-2、7-1、7-2、7-5、8-1	都市デザイン課	
	5	定期的に市内全域の道路除草を実施します。 ○道水路除草事業	7-1	道路河川課	
	6	道路ネットワークの拡充などを推進します 。 ○都市計画道路計画決定事業	2-6、3-4、7-2、7-5	都市デザイン課	
	7	災害時の道路等の状況把握や復旧に向けた体制を検討します。 ○道路維持修繕事業	2-6、8-1	道路河川課	
	8	未整備エリア及び通学路・通園路を重点的に道路改良、歩道整備を行います。また、三郷市舗装維持修繕計画に基づいて、道路維持管理を行います。 ○道路改良事業 ○道路維持修繕事業 ○歩道整備事業	3-4、7-1、7-2	道路河川課	
	治水対策を推進します	9	災害時の河川、排水機場の状況把握や復旧に向けた体制を検討します。 ○河川・水路管理事務事業	7-3、8-1	道路河川課
		10	「中川綾瀬川流域における総合治水対策」に基づき、学校の校庭等を活用した雨水貯留事業や調整池などの整備、また補助金の交付事業により、市民及び事業者雨水貯留浸透施設の設置を促進します。 ○雨水貯留浸透施設設置促進事業	1-7	道路河川課
11		土地区画整理事業や大規模開発事業においては、宅地造成と併せて盛土の実施、河川調節池や開発調整池の整備などの水害対策を実施します。 ○土地区画整理支援事業 ・三郷北部地区土地区画整理事業	1-3	道路河川課 まちづくり事業課	

施策分野 4 【都市基盤の充実した住みやすいまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
水道水の安定供給を図ります	12	国県道や軌道と交差する道路に布設している配水管などについて、漏水調査などの定期的点検を実施し、配水管などの維持管理を行います。 ・定期的な点検を行うことで、災害時の被害を最小限に抑えます。	1-5	施設課
	13	水道施設の運転監視や機械警備における受託業者との連携を強化します。 ・災害時に適切な対応ができるよう事業者との情報共有等の連携強化を図ります。	3-1	施設課
	14	水道施設及び管路の耐震化について、第3次三郷市水道事業基本計画により引き続き耐震化整備に取り組みます。 ○浄配水場施設整備事業（施設維持管理） ○配水管整備事業	5-3	施設課
	15	緊急輸送道路に布設されている水道管路の耐震化を計画的に実施することで、地震時において、漏水による陥没事故を回避します。 ○配水管整備事業	7-2	施設課
	16	近年の災害被害甚大化を鑑み、大規模開発事業等において、電線類の地中化に取り組みます。 ・土地区画整理等の事業において、電線類の地中化に取り組み、台風などの災害による停電を防止します。	3-4	道路河川課
エネルギー対策を推進します	17	各公園等に照明灯の新設または老朽化に伴う修繕により、太陽光照明灯の設置を進めます。 ○都市公園等整備事業 ○都市公園等維持管理事業	5-2	みどり公園課
	18	公共下水道（汚水）の管渠の状況把握の体制を検討します。また、優先して復旧する管の選定を検討します。 ○下水道管路・ポンプ場維持管理事業	5-4	下水道課
汚水処理施設の維持・確保	19	下水道施設について、ストックマネジメント計画を策定し、当該計画に基づき計画的かつ効率的な維持管理、更新工事を行います。 また、下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を図ります。 ○ストックマネジメント計画に基づく事業 ○下水道総合地震対策計画に基づく事業	7-2	下水道課
	20	軌道下の下水道管路について、定期的に点検を行い、必要に応じて修繕・更新を検討する。 ○下水道管路・ポンプ場維持管理事業	1-5	下水道課
	21	緊急輸送道路下における下水道管路について、耐震化を図ります。 ○下水道管路・ポンプ場維持管理事業	7-2	下水道課
	22	公園等の樹木について、樹木の剪定等の維持管理を行い、予防保全を推進します。 ○都市公園等維持管理事業	1-4	みどり公園課
公園等の整備を図ります	23	江戸川緊急用船着き場と周辺の整備検討を進め、活用の場を広めると共に、防災意識の醸成を図ります。 ○江戸川交流拠点活用事業	2-2、3-4	企画調整課

施策分野 4 【都市基盤の充実した住みやすいまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
救助拠点の確保を図ります	24	土地区画整理事業や大規模開発事業、また、借地等により火災による延焼拡大防止機能を有する公園などの整備を推進します。 ○都市公園等整備事業 ○土地区画整理支援事業 ・三郷北部地区土地区画整理事業	1-2、7-1	みどり公園課 まちづくり事業課
	25	災害時、食料供給や炊き出しの対応を可能とする学校給食施設の更新を図ります。 ○南部地域拠点整備事業 ・「防災」・「コミュニティ」・「給食センター」の各機能を有した複合施設を整備する ○災害備蓄品整備事業 ・災害用備蓄品の保管場所の確保 ○防災行政無線更新整備事業 ・防災行政無線（固定系）の設置		
防災学習施設の整備を図ります	26	防災について学ぶことができる施設の整備を推進します。 ○南部地域拠点整備事業 ・「防災」・「コミュニティ」・「給食センター」の各機能を有した複合施設を整備する	1-7、9-2	地域拠点整備推進課 危機管理防災課

施策分野5【魅力的で活力のあるまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
啓発や支援を行います	1	BCP策定促進に向けて、セミナー、補助制度等により、普及啓発、策定支援、実践促進を展開します。 ○事業継続計画（BCP）策定支援事業	6-1	商工観光課
	2	町会、町内会及び自治会の健全な育成と円滑な運営を助長し、地域社会における連帯感の熟成及び自治意識の向上並びに環境保全思想の普及と啓蒙を図ります。 ○町会長等活動支援事業	2-1	市民活動支援課
	3	事業者等に向けて、申告・納付期限等の延長及び減免の情報提供や災害証明の迅速な発行が可能な体制を検討していきます。 ・ホームページ等を通じて事業者等に情報提供 ・広報、ホームページ等による周知のうえ、必要に応じ対象となる事業者等へ直接案内。 ・個々の被災者の被害状況を一元的に管理するための被災者台帳を作成し、罹災証明書の発行を円滑に行えるように被災者支援システムを構築する。	8-7、8-8	市民税課 資産税課 収納課 危機管理 防災課 危機管理 修正
地域産業を守る方策を図ります	4	被害の抑制を図るため、各鉄道事業者、高速道路事業者と連携強化し、情報共有に努めます。 ○公共交通利用促進事業	1-4	都市デザイン課
	5	被害による機能停止が発生した場合の金融機関等からの災害時体制・対応について確認します。 ○中小企業事業資金融資事業	6-2	商工観光課

施策分野6【誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
地域の活動団体との災害時協力体制の構築に努めます	1	自主防災組織をはじめとした、地域で活動する団体など、様々な方面から運営に携わることが出来るよう協力体制の構築を目指します。 ○地域防災推進事業 ・避難所運営委員会による地域住民が主体となって行う避難所の運営体制の構築と開設訓練の実施	2-4、3-2、4-2、5-1	危機管理防災課
災害等に対する学ぶ機会の創出を図ります	2	あらゆる機会を通じて、防災・救急などをテーマした学びと体験する機会の創出を図ります。 ○消防救急活動広報事業	5-1	消防署
文化財等の保護を図ります	3	各地域で文化財を適切に保存・継承するための、啓発や支援を行います。 ○文化財調査・保護事業	8-5	生涯学習課
	4	貴重な資料の適正な保存方法について検討します。 ○市史編さん事務事業 ○史料整理・保存事業	8-5	生涯学習課
	5	資料の保護対策方法や被災後の修復方法について研究します。 ○文化財調査・保護事業 ○史料整理・保存事業	8-5	生涯学習課

施策分野7【健やかで自立した生活を支え合うまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
医療体制、健康管理体制の強化に努めます	1	医療機関の収容力を補うため、医薬品等の保管場所の確保に努めます。 ・関係部署と連携し、実施に努めます。	2-2	健康推進課
	2	外部の専門職による支援チームの受け入れ体制を整えます。 ・受援体制の整備に努めます。	2-2、2-4	健康推進課
	3	関係機関との具体的な動きを含めた連携体制を整えます。 ・関係部署と連携し、実施に努めます。	2-2	健康推進課
	4	災害時の保健活動の重要性について、保健師間での意識付けを強化します。 ・保健師間での情報共有に努めます。	2-4	健康推進課
	5	主要医療機関と連絡手段として、無線の整備を検討します。 ・関係部署と連携し、実施に努めます。	2-2	健康推進課
	6	傷病者の医療機関への搬送と収容力が課題となるため、医療機関と災害対応の協議を行う必要があります。 ・関係部署と連携し、実施に努めます。	1-2	健康推進課
	7	嘱託医等と連携し、被災者の衛生対策の推進に努めます。 ・関係部署と連携し、実施に努めます。	2-4	健康推進課
	8	要配慮者利用施設の避難確保計画作成の支援・指導等を通じて、福祉施設・福祉避難所において、発電機の設置を促します。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進 ○指定管理者による児童館施設運営事業 ・南児童センター、早稲田児童センターについて、指定管理者との連携 ○児童館運営事業 ・北児童館の管理・運営 ○しいのみ学園運営事業 ・しいのみ学園の管理・運営 ○保育所運営管理事務事業 ・公立保育所の管理・運営 ○ワークセンターしいの木運営事業 ・ワークセンターしいの木の管理・運営 ○さつき学園運営事業 ・さつき学園の管理・運営	2-3	危機管理防災課 長寿いきがい 介護保険課 障がい福祉課 子ども支援課 すこやか課

施策分野7【健やかで自立した生活を支え合うまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
医療体制、健康管理体制の強化に努めます	9	要配慮者利用施設の避難確保計画作成の支援・指導等を通じて、福祉施設等において、常備薬、非常食の確保とともに、要支援者に必要な備品等の確保も併せて促進します。	2-2	危機管理防災課 長寿いきがい課 介護保険課 障がい福祉課 子ども支援課 すこやか課
		・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進 ○指定管理者による児童館施設運営事業 ・南児童センター、早稲田児童センターについて、指定管理者との連携（基本協定書に記載あり） ○児童館運営事業 ・北児童館の管理・運営 ○しいのみ学園運営事業 ・しいのみ学園の管理・運営 ○保育所運営管理事務事業 ・公立保育所の管理・運営 ○ワークセンターしいの木運営事業 ・ワークセンターしいの木の管理・運営 ○さつき学園運営事業 ・さつき学園の管理・運営 ○老人福祉センター等管理運営事業 ・岩野木老人福祉センター、彦沢老人福祉センター、戸ヶ崎老人福祉センター、やすらぎ荘		
情報共有や対応時の取り決めに強化します	10	具体的な行動が記載された「医療救護マニュアル」を見直し、職員間で共有を徹底します。 ・医療救護マニュアルの見直しと関係者間での共有に努めます。	2-2、2-4	健康推進課
	11	市内医療機関からエネルギー供給の申し出があった場合の対応をマニュアル化します。 ・事前にマニュアル化することにより、災害時等に適切な運用を図ります。	2-3	健康推進課
	12	水害はある程度発生が予測できるため、事前の広域的避難、避難所への移動、早めの帰宅を促します。 ・平時において、水害ハザードマップにより水害リスクの周知徹底を図るなかで、早めの避難につなげるために災害情報の入手方法や避難の判断材料について啓発を行います。また、避難のきっかけを自ら判断することのできる意識の定着にも取り組みます。	1-3	危機管理防災課
支援が必要な方の避難体制の強化に努めます	13	避難指示の遅れ、情報伝達の不足等の回避するよう努め、発生が予測できる災害等、事前の広域的避難、避難所への移動、早めの帰宅を促します。 ○保育所運営管理事務事業 ・保育所防災マニュアルに沿って行動します。 ○ワークセンターしいの木運営事業 ・ワークセンターしいの木の管理・運営 ○さつき学園運営事業 ・さつき学園の管理・運営	1-6、1-7	障がい福祉課 すこやか課

施策分野7【健やかで自立した生活を支え合うまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
	14	避難行動要支援者名簿を整備し、地域の中で「顔の見える関係」を築くことが出来るよう、平常時から町会・自治会、民生委員等へ提供します。また、町会等を支援して、要支援者一人ひとりの個別計画の作成を進め、災害時における地域での共助を推進します ○避難行動要支援者支援制度	1-3、1-4、1-6、1-7、2-1	ふくし総合支援課
	15	要配慮者が近隣の2階建ての建物に避難することができるよう事前に周辺住民等と協力関係を築くなど連携体制を構築しておくことが望まれます。そのため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成時に項目として盛り込まれているかを確認し、適切な指導に努めます。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進 ・平時に近隣同士の関係性が構築できるよう、地域づくりに努めます。 ○指定管理者による児童館施設運営事業 ・南児童センター、早稲田児童センターについて、指定管理者との連携 ○児童館運営事業 ・北児童館の管理・運営 ○しいのみ学園運営事業 ・しいのみ学園の管理・運営 ○保育所運営管理事務事業 ・公立保育所の管理・運営 ○ワークセンターしいの木運営事業 ・ワークセンターしいの木の管理・運営 ○さつき学園運営事業 ・さつき学園の管理・運営 ○老人福祉センター等管理運営事業 ・岩野木老人福祉センター、彦沢老人福祉センター、戸ヶ崎老人福祉センター、やすらぎ荘	1-3、1-7	危機管理防災課 長寿いきがい課 介護保険課 障がい福祉課 すこやか課 子ども支援課 教育総務課
人材や拠点の確保に努めます	16	福祉避難所等の運営において、自治体間の相互応援協定による職員派遣のほか、社会福祉施設の職員やそのOB、障害者・高齢者等の支援団体等と平時から連携を確保しておき、支援人材の確保に努めます。 ○地域防災推進事業	2-4、4-2	人事課 危機管理防災課
	17	災害ボランティアセンター開設訓練の実施やボランティアのスムーズな受け入れ体制について、三郷市社会福祉協議会を支援します。 ・主体となる社会福祉協議会を支援し、災害ボランティアセンターを通じて行うボランティアの活動の拠点を確保します。	9-1	ふくし総合総合支援課

施策分野7【健やかで自立した生活を支え合うまちづくり】		リスクシナリオ	担当部署
施設の安全や再建に向けた 施設確保に努めます	18	市営福祉施設の点検や修繕などの適切な管理をします。 ・福祉会館については、ふくし総合支援課が適切な管理を行います。 ○ワークセンターしいの木運営事業 ・ワークセンターしいの木の管理・運営 ○さつき学園運営事業 ・さつき学園の管理・運営 ○老人福祉センター等管理運営事業 ・岩野木老人福祉センター、彦沢老人福祉センター、戸ヶ崎老人福祉センター、やすらぎ荘	1-1 長寿いきがい課 障がい福祉課 ふくし総合支援課
	19	県が取り組む福祉施設の建築物の耐震化を働きかけます。 ・県が取り組む建築物の耐震化の支援を行います。	1-1 開発指導課
	20	再建に向けた仮設住宅の早期供給に努めます。 ・災害対策時の方針に従い、応急仮設住宅の建設に対応	8-6、8-7 危機管理防災課 開発指導課 みどり公園課

施策分野 8 【横断的分野-（経営方針 1～3）】			リスクシナリオ	担当部署
安全に施設等を維持するため計画的な管理を推進します	1	公共施設や設備等については、定期的なメンテナンスを実施し、適切な状態を保つことで、災害による被害を最小限に留めるよう努めます。 ○公共施設維持管理計画事業 ○ストックマネジメント計画に基づく事業 ○排水ポンプ場維持管理事業	1-1、3-1、5-1	市有財産管理課 下水道課 道路河川課 施設課
災害時に必要な行政機能の維持に努めます	2	行政機能の大幅な低下を防ぐため、事務室の在り方の検討や取扱いデータの管理を適切に行います。 ○行政改革推進事業 ・三郷市業務改革方針に基づいた業務や事務室などの検討を行います。	4-2	企画調整課
	3	災害発生時には金融機関と随時情報交換を行い、市及び金融機関職員の安全が十分確保された上で、必要な資金の運搬を行います。	6-2	会計課
	4	災害対応及び業務継続の対応を可能とする体制や職員の勤務形態などを検討していきます。 ・業務継続計画（BCP）の継続的な点検と見直し	4-2	人事課 危機管理 防災課
	5	市内の必要な公共施設が使用できない場合の近隣施設との連携を図ります。 ○東南部都市連絡調整会議事業 ・草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町との連携をしていきます。	4-2	企画調整課
	6	大規模水害時において、行政文書を保存している地下書庫あるいは庁舎1階の電子機器等の浸水対策を検討します。 ○行政改革推進事業 ・三郷市業務改革方針に基づいた業務や事務室などの検討を行います。	4-2	総務課 企画調整課
災害時において強化が必要な行政機能を強化します	7	住家被害認定やり災証明書の交付などが迅速に遂行できる体制を整備します。 ・継続した研修の実施及び被災地への派遣 ・平時より職員同士が連携を意識しながら業務を行う。	8-7	資産税課 市民税課 収納課
	8	住家被害認定調査を実施できる人材を育成します。 ・継続した研修の実施及び被災地への派遣 ・外部研修へ職員を参加させ、得た知識を内部研修等により共有	8-7	資産税課 市民税課 収納課

施策分野 8 【横断的分野-（経営方針 1～3）】			リスクシナリオ	担当部署
災害時において強化が必要な行政機能を強化します	9	関係機関等との連携や必要なものの確保のための協定等により、災害時の対応にかかる協力関係を強化します。 ・市内外の事業者との災害時の応援に関する協定の締結	2-3、3-4、4-3	危機管理 防災課
	10	必要に応じて斎場などの業務体制の強化を図ります。 ・施設の建替・大規模修繕を検討し、災害時においても業務を行える業務体制の構築に努めます。	4-2	市民課
	11	市全体の応援受入れの総合調整窓口となる受援担当者や、各受援対象業務の担当部署における受援担当者を選定し、受入れのための環境を整備します。また、応援要請の手順を明確化し、応援職員等に担ってもらう受援対象業務を選定しておくことが重要であるため、それらを取りまとめた受援計画の策定に取り組みます。 ○地域防災計画改訂事業 ・受援体制の構築や受援に関する基本方針を地域防災計画に位置付けます。	4-3	危機管理 防災課
市民への計画の認知向上を図ります	12	国土強靱化地域計画と総合計画の連携を図り、計画の認知向上を図ることにより、市民の知識向上に努めます。 ○総合計画等進捗管理事業 ・三郷市総合計画実施計画の毎年度の改訂にあたり、強靱化関連事業を明確化します。	9-2	企画調整 課

5 マトリクスの作成

分野			防災■安全	子どもの教育■文化	自然■環境	
第5次三郷市総合計画 まちづくり方針			まちづくり方針1	まちづくり方針2	まちづくり方針3	
No.	事前に備えるべき目標の設定	リスクシナリオ	安全でいつも安心して住めるまちづくり	子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり	水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり	都市ちづ
1	被害の発生抑制により人命の保護が最大限に図られる	1 構造物（建物・高架道路等）の倒壊による多数の死傷者の発生	■災害対応（防災）マニュアルと情報の整理 ■消防訓練実施 ■必要な備品・資材の整備 ■災害対応職員の育成と人員確保 ■消防団機能の拡充 ■耐震化促進（補助事業等による支援） ■空き家への対策（除却・維持管理の周知） ■行政の業務継続環境の維持 ■大規模施設等に対する指導	■児童福祉施設や保育施設の長寿命化に向けた改修または建て替え ■学校教育施設の長寿命化に向けた改修または建て替え	■仮安置施設の設定と相当資材の用意	■建けと ■UF ■狭 ■橋 ■修繕
		2 住宅や大型倉庫、工場など大規模火災による多数の死傷者の発生	■消防訓練実施と避難経路周知 ■必要資材や備品の整備 ■消防戦術再確認 ■消防団の装備の強化 ■消防水利の検討 ■防火・準防火地域指定の推進などの住宅密集地の改善方策の検討 ■空き家への対策（除却・維持管理の周知） ■住宅用消火器や住宅用防災機器の普及 ■大規模施設等に対する指導	■防災組織の編制及び訓練の実施 ■保育所防災マニュアルを見直しと保護者への周知の機会の確保	■オープンスペースとしての生産緑地を確保	■土 ■整備 ■借 ■狭
		3 河川の氾濫、大規模浸水等の水害による多数の死傷者の発生	■国、県との綿密な連携体制構築 ■迅速な情報収集と応援要請 ■舟艇などの整備 ■防災訓練の実施 ■必要な資材・備品の確保 ■浸水想定区域の周知徹底 ■災害時応援協定を締結している民間団体との連携体制強化	■防災組織の編制及び訓練の実施 ■保育所防災マニュアルを見直しと保護者への周知の機会の確保	■国や県管理河川の整備要望 ■公共下水道（汚水）の整備 ■公共下水道（雨水）の計画的整備 ■公共下水道施設（汚水）浸水対策 ■事業認可区域の河川整備 ■仮安置施設の設定と相当資材の用意 ■雨水貯留浸透施設設置促進 ■総合治水計画の策定 ■排水施設の計画的整備 ■合併処理浄化槽への転換	■口安 ■を促 ■盛 ■河
		4 暴風、竜巻等による多数の死傷者の発生	■災害対応（防災）マニュアル、消防計画を策定 ■災害対応職員の育成 ■緊急車両等一時避難所の検討 ■複数被害地への対応の検討 ■迅速な情報収集と応援要請 ■迅速で的確な情報発信 ■災害時応援協定を締結している民間団体との連携体制強化 ■建設業協会などとの協力体制の確立 ■大規模な鉄道及び車両による事故への警戒	■防災組織の編制及び訓練の実施 ■保育所防災マニュアルを見直しと保護者への周知の機会の確保	■街路樹・緑道樹木の剪定等による予防保全の推進 ■仮安置施設の設定と相当資材の用意	■口木 ■公 ■保全
		5 線路、宅地の盛り土など造成地の崩壊等による多数の死傷者の発生	■建設業協会などとの協力体制の確立 ■地域内での情報共有や関係の構築 ■複数被害地への対応の検討		■仮安置施設の設定と相当資材の用意	■上 ■管 ■な
		6 災害対応（避難指示の遅れ、情報伝達の不足等など）の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者・死傷者が発生する事態	■災害対応職員の育成 ■災害対応（防災）マニュアル、消防計画を整備 ■防災教育、自助・共助意識の醸成 ■情報発信の多重化、多様化 ■迅速で的確な情報発信 ■収集、発信する情報のプライオリティ設定 ■迅速な情報収集と応援要請	■防災組織の編制及び訓練の実施 ■保育所防災マニュアルを見直しと保護者への周知の機会の確保		■都 ■路 ■の

都市■交通基盤 まちづくり方針4	産業■雇用■地域経営 まちづくり方針5	市民の教育・文化 まちづくり方針6	地域・社会福祉 まちづくり方針7	横断的分野 経営方針1～3	1957/10/10現在 の計画 参考国の重点 重点項目
基盤の充実した住みやすいまちづくり	魅力的で活力のあるまちづくり	誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり	健やかで自立した生活を支え合うまちづくり	横断的分野	
物の耐震化を所有者に働きか補助事業等による支援等 2都市機構などと連携した大団地の老朽化対策 隘道路の拡幅 梁長寿命化修繕計画に基づく工事の実施	☐ 情報の明確化 ☐ 商工業団体等の情報共有		■福祉施設における計画的な点検、修繕 ■福祉事業者への耐震化等の促進	■施設の適切な管理	○ ○
地区画整理事業などの市街地事業 地による公園の整備 隘道路の拡幅	☐ 商業施設等での死傷者の発生 ☐ 情報の明確化 ☐ 商工業団体等の情報共有		■医療機関との協議		
全な場所（高台）や広域避難するための場所の設定 土の実施 川調節池や開発調整池の整備	☐ 情報の明確化 ☐ 商工業団体等の情報共有	■情報の明確化 ■市民や関係団体との情報共有	■要支援者に対し予測できる災害の事前対策実施 ■避難行動要支援者支援制度の個別計画作成を通じた地域における共助の推進 ■要配慮者に対する地域の協力体制の促進		○ ○
造建築物への対策 園等樹木の剪定等による予防の推進	■各鉄道事業者、高速道路会社事業者等との連携強化 ☐ 情報の明確化 ☐ 商工業団体等の情報共有		■避難行動要支援者支援制度の個別計画作成を通じた地域における共助の推進 ☐ 民間施設との一時避難所協定の締結（高層建物）		○ ○
下水道における軌道下の配水などの点検及び更新	☐ 情報の明確化 ☐ 商工業団体等の情報共有				
市計画制度を活用した狭隘道拡幅	☐ 情報の明確化 ☐ 商工業団体等の情報共有		■避難行動要支援者支援制度の個別計画作成を通じた地域における共助の推進 ■予測できる災害時に、事前の広域的避難、避難所への移動、早めの帰宅を促す	□緊急時の現場で判断できる職員の育成	

5 マトリクスの作成

分野			防災■安全	子どもの教育■文化	自然■環境	
第5次三郷市総合計画 まちづくり方針			まちづくり方針1	まちづくり方針2	まちづくり方針3	
No.	事前に備えるべき目標の設定	リスクシナリオ	安全でいつも安心して住めるまちづくり	子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり	水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり	都市ちづ
	被害の発生抑制により人命の保護が最大限に図られる	7 市民の防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	■図上訓練の実施 ■自分の命は自分で守る防災意識の醸成 ■自ら避難を判断できるきっかけとなる情報の提供 ■自主防災組織へ若い世代の参画を促進 ■迅速で的確な情報発信	■防災に取り組む教職員の育成		■防 施設 ■雨
2	救助・救急・医療活動が迅速に行われる	1 消防、その他自衛隊や警察等の救助・救急活動等の絶対的不足、活動の大量発生、行方不明者捜索の難航	■三郷市大規模災害対応マニュアルの見直し ■災害対応職員の育成と人員確保 ■三郷市消防受援計画の見直しと再構築 ■必要なシステム、資材の整備 ■地域企業や高校との連携			□河、 トの
		2 救助・医療支援ルートの途絶、医療施設・関係者の不足による救助・医療機能の麻痺	■三郷市消防受援計画の見直しと再構築、受援体制の構築 ■必要な備品や設備の確保 □内水氾濫時の移動手段等の整備	■保健師確保と備蓄薬の見直し・確保		■道 ■繁 □河、 トの
		3 医療活動に必要なエネルギー供給の途絶による救助・医療機能の麻痺	■三郷市消防受援計画の見直しと再構築、受援体制の構築 □燃料供給の断絶による緊急車両の使用制限	■保健師確保と備蓄薬の見直し・確保 ■非常（医療）電源の確保		
		4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	■避難所に必要な設備の充実 ■ベット取り扱いマニュアルの策定 ■エネルギー停止への備えとしての備蓄	■保健師と連携し衛生対策を推進 ■保健師確保と備蓄薬の見直し・確保	■仮安置施設の設定と相当資材の用意	
		5 住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできず、地域の助け合いも機能しない事態の発生	■自主防災活動の啓発強化 ■自主防災組織へ若い世代の参画を促進 ■自主防災組織に必要な装備の充実 ■自助・共助による防災力強化 ■自主防災活動の促進と防災リーダー研修等の実施 ■防災教育等による意識醸成			

都市■交通基盤 まちづくり方針4	産業■雇用■地域経営 まちづくり方針5	市民の教育・文化 まちづくり方針6	地域・社会福祉 まちづくり方針7	横断的分野 経営方針1～3	1957/10/10現在 の計画 参考国の重点 重点項目
基盤の充実した住みやすいまちづくり	魅力的で活力のあるまちづくり	誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり	健やかで自立した生活を支え合うまちづくり	横断的分野	
災について学ぶことができるの整備推進 水貯留浸透施設設置の促進	□事業所等への防災訓練や防災講座などへの参加促進		■避難行動要支援者支援制度の個別計画作成を通じた地域における共助の推進 ■予測できる災害時に、事前の広域的避難、避難所への移動、早めの帰宅を促す ■要配慮者に対する地域の協力体制の促進		
川による応援部隊の進入ル－制限	■自治会等における連帯感の熟成		■避難行動要支援者支援制度の個別計画作成を通じた地域における共助の推進		○ ○
路拡幅 急用船着き場の活用 川による応援部隊の進入ル－制限			■要支援者に必要な備品等の確保 ■主要医療機関との無線の整備 ■医療救護マニュアルの見直しと周知 ■福祉施設等への常備薬、非常食の確保、発電機の用意の促進 ■医薬品等の保管場所の確保 ■支援チームの受け入れ体制構築 ■関係機関との具体的な連携		○ ○
			■市内医療機関からエネルギー供給の申し出があった場合の対応マニュアル策定 ■福祉施設・福祉避難所の発電機整備	■燃料確保のための災害時供給協定の確立	
		■地域で活動する団体との協力体制の構築	■嘱託医等と連携し衛生対策を推進 ■医療救護マニュアルの見直し■周知 ■保健師間での意識付けの強化 ■支援チームの受け入れ体制構築 ■福祉避難所への社会福祉施設勤務経験者の活用の検討	□対応にあたる人材の不足	○ ○

5 マトリクスの作成

分野			防災■安全	子どもの教育■文化	自然■環境	
第5次三郷市総合計画 まちづくり方針			まちづくり方針1	まちづくり方針2	まちづくり方針3	
No.	事前に備えるべき目標の設定	リスクシナリオ	安全でいつも安心して住めるまちづくり	子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり	水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり	都市ちづ
	救助・救急・医療活動が迅速に行われる	6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	■建設業協会などとの協力体制の確立 ■地域内での情報共有や関係の構築 □水害によるマンション等の孤立			■進関係 ■道 ■河 - 把握
3	必要な交通機能、情報通信機能を確保する	1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	■対処法訓練の実施 ■関係団体等との連絡、協力体制の構築 ■必要な設備、備品等の整備 ■消防指令業務の広域化の検討 ■災害情報伝達手段の多重化■多様化 ■防災行政無線（移動系）のデジタル化の推進 ■防災行政無線（固定系）の適正な配置箇所の検討	■小中学校における保護者との連絡手段の構築 ■平常時からの保護者への災害対応時保育の周知		■水:の受
		2 テレビやラジオなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	■三郷市防災情報架電サービス等への登録を促進 ■関係団体との連絡・協力関係構築 ■情報伝達体制の構築 ■通信インフラの強化 ■防災行政無線（移動系）のデジタル化の推進 ■防災行政無線（固定系）の適正な配置箇所の検討 □防災無線の難聴エリアの存在	■小中学校における保護者との連絡手段の構築 ■平常時からの保護者への災害対応時保育の周知		
		3 火山噴火による降灰、豪雪等による交通機能の麻痺	■降灰除去や除雪体制の構築 ■建設業協会などとの協力体制の確立 □降灰に対するノウハウ		■灰や雪の処分場所の確保	
		4 陸・川・空の交通インフラ等（鉄道・道路・船着き場・ヘリポートなど）の長期間停止により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない	■修復するインフラのプライオリティ設定			■道 ■道 ■電 ■置時 ■緊
4	必要不可欠な行政機能を確保する	1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	■地域における見回り体制の強化			
		2 市職員及び公共施設等の被災、体制の整備不足等による行政機能の大幅な低下	■登庁できない職員がいた場合の人員の確保 ■防災マニュアル及び消防計画に沿った防災教育と訓練の実施 ■優先する業務の整理、共有 ■業務継続計画の継続的な見直し ■行政の業務継続環境の維持	■防災組織の編制及び訓練の実施 ■保育所防災マニュアルを見直しと保護者への周知の機会の確保 ■学校教育施設の長寿命化に向けた改修または建て替え		
		3 防災関係機関、災害時応援協定を締結している自治体や民間企業と連携がとれず、災害対策が麻痺	■災害対応（防災）マニュアルと情報の整理 ■受援体制強化（計画策定） ■災害時応援協定を締結している民間団体との連携体制強化			■バ備を:

都市■交通基盤 まちづくり方針4	産業■雇用■地域経営 まちづくり方針5	市民の教育・文化 まちづくり方針6	地域・社会福祉 まちづくり方針7	横断的分野 経営方針1～3	15年度重点項目 の検討 参考国の重点	重点項目
基盤の充実した住みやすいまちづくり	魅力的で活力のあるまちづくり	誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり	健やかで自立した生活を支え合うまちづくり	横断的分野		
入・搬送ルート確保のための団体等との協力体制構築 路ネットワークの拡充 川、排水機場、道路等の状況や復旧に向けた体制整備						
道施設の運転監視や機械警備 託業者との連携を強化				■施設の適切な管理		
		■地域で活動する団体との協力体制の構築			○	○
路ネットワークの拡充 路や歩道整備、維持管理 線類の地中化の促進（新規設） 急用船着き場の活用	■鉄道事業者と支援方策や役割分担を検討にする			■必要なものの確保のための協力体制の強化		
		■地域で活動する団体との協力体制の構築	■福祉避難所等の運営に福祉施設での勤務経験者の活用を検討	■適切なデータ及び文書の管理方法 ■事務室の在り方の検討 ■近隣施設との連携 ■斎場の火葬業務体制の強化 ■災害対応・業務継続時における勤務形態の検討 ■応援受入れのための体制と計画の策定		
イバスの役割を要する道路整備推進				■必要なものの確保のための協力体制の強化		

5 マトリクスの作成

分野			防災■安全	子どもの教育■文化	自然■環境	
第5次三郷市総合計画 まちづくり方針			まちづくり方針1	まちづくり方針2	まちづくり方針3	
No.	事前に備えるべき目標の設定	リスクシナリオ	安全でいつも安心して住めるまちづくり	子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり	水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり	都市ちづ
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	1 食料、飲料水、生命に関わる物資が市民に適切に供給されない	■市民の備蓄啓発 ■各種災害関係マニュアルの更新と訓練の実施 ■備蓄品の増備 ■応急給水訓練の実施 ■断水被害リスクの軽減			■バ - 備を: ■食 - 能と
		2 電力・ガス等のエネルギー供給機能停止の長期化	■エネルギー停止への備えとしての備蓄 ■災害時応援協定を締結している民間団体との連携体制強化 □停電の可能性	■災害時備蓄品の増備 ■学校教育施設の長寿命化に向けた改修または建て替え ■安定稼働できる給食センター整備検討		■バ - 備を: ■公 - ベン
		3 上水道等の長期間にわたる供給停止	■防火水槽や指定消防水利の確保 ■断水被害リスクの軽減 □火災の同時多発による消火栓の限界	■安定稼働できる給食センター整備検討 ■備蓄品の増備 ■学校教育施設の長寿命化に向けた改修または建て替え		■水 - 化整
		4 廃棄物処理施設、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			■三郷市不燃物処理場の更新	■バ - 備を: ■公 - 先順 ■管
6	経済活動（サプライチェーンを含む）機能を維持する	1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態				
		2 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響				
7	二次災害を発生させない	1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	■図上訓練（DIG）の実施 ■木造住宅密集区域など指定し消防職員の認識を深める。 ■消防車両と指定消防水利の増強と管理 ■防火・準防火地域指定の推進などの住宅密集地の改善方策の検討 ■公園等内緊急時車両乗入可能区域の整備		■仮安置施設の設定と相当資材の用意	■道 - 形成 - 街地: ■道 ■道
		2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	■耐震化促進（県・市等の役割分担に基づく所有者への支援） ■緊急輸送道路沿道の耐震化促進 ■公園等内緊急時車両乗入可能区域の整備			■緊 - どの ■都 - 路の ■道 ■道 ■下
		3 火山灰降下による防災インフラ（堤防、排水施設等）の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生			■仮安置施設の設定と相当資材の用意	■河 - 復旧
		4 被災による有害物質の大規模拡散・流出により被害の拡大	■危険物漏洩防止対策の指導 □浸水想定区域にある危険物施設からの危険物の漏洩の可能性			
		5 被災による想定を超える大量の帰宅困難者の発生、支援不足による混乱から被害の拡大	■一時滞在施設の確保（民間施設などの連携） ■帰宅困難者への物資を計画的に備蓄			■都 - 路の ■道

都市■交通基盤 まちづくり方針4	産業■雇用■地域経営 まちづくり方針5	市民の教育・文化 まちづくり方針6	地域・社会福祉 まちづくり方針7	横断的分野 経営方針1～3	1951/10/19現在 の計画 参考国の重点 重点項目
基盤の充実した住みやすいまちづくり	魅力的で活力のあるまちづくり	誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり	健やかで自立した生活を支え合うまちづくり	横断的分野	
イバスの役割を要する道路整備推進 料供給や炊き出しの対応を可 する学校給食施設の更新		■防災の学習機会の創出 ■地域で活動する団体との協働体制の構築	□福祉避難所の避難者の明確化 □福祉避難所と近隣の指定避難所との連携を検討	■施設の適切な管理	○ ○
イバスの役割を要する道路整備推進 園等に太陽光照明灯、かまど チ等を設置					○ ○
道施設及び配水管などの耐震 備					○ ○
イバスの役割を要する道路整備推進 共下水道の埋設管の調査と優 位の検討 路内貯留の可能性検討					
	■事前対策の普及啓発 ■事業継続を図るためのBCP （事業継続計画）の策定支援、実 践促進				
	■金融機関等からの災害時体制・ 対応の確認			■必要な資金の運搬 □現金の確保	
路拡幅や公園など防災空間の （土地区画整理事業などの市 整備事業） 路や歩道整備、維持管理 路除草					○
急輸送道路における配水管な 耐震化を計画的に実施 市計画制度を活用した狹隘道 拡幅 路や歩道整備、維持管理 路ネットワークの拡充 水道施設の耐震化					
川、排水機場等の状況把握や に向けた体制整備					
市計画制度を活用した狹隘道 拡幅 路ネットワークの拡充					

5 マトリクスの作成

分野 第5次三郷市総合計画 まちづくり方針			防災■安全 まちづくり方針1	子どもの教育■文化 まちづくり方針2	自然■環境 まちづくり方針3	
No.	事前に備えるべき 目標の設定	リスクシナリオ	安全でいつも安心して住めるまち づくり	子どもが健やかに、のびのびと成 長できるまちづくり	水と緑を生かした環境にやさしい まちづくり	都市 ちづ
8	大規模自然災害被災 後でも迅速な再建・ 回復ができるように する	1 防災インフラ（堤防、排水施設、道 路等）の長期間にわたる機能不全				■河 把握 ■都 路の
		2 大量に発生する災害廃棄物の処理の 停滞により復興が大幅に遅れる事態	■関係機関との連絡強化		■災害時のごみ収集や仮置き場及 び災害廃棄物の分別ルールについ て市民への事前周知	
		3 復興を支える人材等（専門家、コー ディネーター、労働者、地域に精通 した技術者等）の不足、より良い復 興に向けたビジョンの欠如等により 復興できなくなる事態	■職員派遣要請の積極活用 ■三郷市消防受援計画の見直しと 再構築、受援体制の構築			
		4 広域・長期にわたる浸水被害や地震 の被害により復興が大幅に遅れる事 態	■復興まちづくりのための事前準 備の取り組み			
		5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、 地域コミュニティの崩壊等による有 形・無形の文化の衰退・喪失	■復興まちづくりのための事前準 備の取り組み			
		6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店 舗・仮事業所等の整備が進まず復興 が大幅に遅れる事態	■復興まちづくりのための事前準 備の取り組み			
		7 被害認定調査、り災証明発行、仮設 住宅の供給等の業務の遅延による生 活再建が遅れる事態	■復興まちづくりのための事前準 備の取り組み ■職員派遣要請の積極活用			
		8 風評被害、イメージ低下、信用不 安、生産力の回復遅れなどによる人 口・経済等への甚大な影響	■復興まちづくりのための事前準 備の取り組み			
9	市民・地域が自らも 行動が可能な環境に する	1 ボランティアの人材、受け入れ体制 の不足により、市民生活の再建が遅 れる事態	■自助・共助による防災力強化			
		2 準備・災害時・事後の行動について 市民の知識・認識不足により、市民 生活の再建が遅れる事態	■復興まちづくりのための事前準 備の周知 ■防災関連情報の発信 ■自主防災活動の促進と防災リー ダー研修等の実施 ■自助意識の醸成 ■自分の命は自分で守る防災意識 の醸成 ■市民の備蓄啓発 ■自主防災活動の啓発強化 ■自助・共助による防災力強化 ■防災教育等による意識醸成			■防 施設

都市■交通基盤 まちづくり方針4	産業■雇用■地域経営 まちづくり方針5	市民の教育・文化 まちづくり方針6	地域・社会福祉 まちづくり方針7	横断的分野 経営方針1～3	1957/10/10現在 の計画	重点項目
基盤の充実した住みやすいまちづくり	魅力的で活力のあるまちづくり	誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり	健やかで自立した生活を支え合うまちづくり	横断的分野	参考国の重点	
川、排水機場、道路等の状況や復旧に向けた体制整備 市計画制度を活用した狹隘道拡幅						○
						○
		■文化財を適切に保存・継承するための、啓発や支援 ■貴重な資料の適正な保存方法の検討 ■資料の保護対策、修復方法の検討				
			■仮設住宅の迅速な供給			
	■事業者等に向けて、申告・納付期限等の延長及び減免の情報提供 ■り災証明の迅速な発行が可能な体制の検討		■仮設住宅の迅速な供給	■住家被害認定やり災証明書等事務の迅速な遂行体制構築 ■住家被害認定調査を実施できる人材の育成 ■市民向け災害復興講話の実施		
	■事業者等に向けて、申告・納付期限等の延長及び減免の情報提供 ■り災証明の迅速な発行が可能な体制の検討					
			■災害ボランティアセンター等活動拠点となる場所の確保、開設訓練の実施、受援体制の構築			
災について学ぶことができるの整備推進				■国土強靱化地域計画と総合計画の連携を図ることによる知識向上		

6 KPI（指標）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		KPI			目標	
			項目	単位	現状 R1年度	短期 R7年度	長期 R12年度
1、被害の発生抑制により人命の保護が最大限に図られる	構造物（建物・高架道路等）の倒壊による多数の死傷者の発生	1	ストックマネジメント計画の策定及び運用	%	0	90	-
			市有建築物の耐震化率	%	99.2	100(R2)	-
	河川の氾濫、大規模浸水等の水害による多数の死傷者の発生	3	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率	%	23	100	-
	市民の防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	7	避難行動要支援者の個別計画作成件数（率）	件	1791	3569	-
			地域防災の担い手育成（少年消防クラブ卒団生）	人	10	40	65
2、救助・救急・医療活動が迅速に行われる	救助・医療支援ルートの途絶、医療施設・関係者の不足による救助・医療機能の麻痺	2	応急手当普及員の育成	回	1	2	3
	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	4	避難所運営委員会の設立数	箇所	12	22	33
			福祉避難所の設置運営に関する協定数	件	0	3	6
3、必要な交通機能、情報通信機能を確保する	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	1	防災行政無線（移動系）のデジタル化	%	0	100	-
	テレビやラジオなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	2	三郷市防災情報架電サービスの登録者数	人	57	600	-
4、必要不可欠な行政機能を確保する	市職員及び公共施設等の被災、体制の整備不足等による行政機能の大幅な低下	2	自家発電機用の燃料の確保	時間分	16	-	72
5、生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	食料、飲料水、生命に関わる物資が市民に適切に供給されない	1	伊ツモ防災講座による家庭で出来る日頃の備えの啓発活動（R1～のべ数）	回	4	30	60
	電力・ガス等のエネルギー供給機能停止の長期化	2	蓄電池購入補助金利用件数	件	0	150	300
6、経済活動（サプライチェーンを含む）機能を維持する	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	2	災害時に通常預金引出しに必要な印鑑、通帳などがなくとも、一定額の引出しに迅速に対応できる体制を整備している金融機関の支店数	支店	2	10	-
7、二次災害を発生させない	被災による有害物質の大規模拡散・流出により被害の拡大	4	保安管理器具（土のう、止水板等）の普及推進	%	0	50	100
8、大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	2	市内廃棄物事業者と業務継続計画の作成	数	0	7	-
9、市民・地域が自らも行動が可能な環境にする	準備・災害時・事後の行動について市民の知識・認識不足により、市民生活の再建が遅れる事態	2	実施計画における三郷市国土強靱化地域計画関連事業の掲載件数	件	0	30	50

第４章 計画の推進と見直し

I 推進体制、推進状況の把握、計画の見直しなど

(1) 全体的な推進体制

国土強靱化に関する具体的な推進体制については、全庁横断的な体制により、全庁一丸となって推進する必要があります。また、本市のリスクシナリオに対する脆弱性評価の結果を踏まえ、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との自主的、主体的な連携・協力が重要であり、平常時から様々な支援や取り組みを通じた関係を構築しておくことが重要です。

(2) 推進状況の把握

①第５次三郷市総合計画実施計画との連携による事業や取り組みの実施

各取り組みの実施については、第５次三郷市総合計画実施計画と連携を図り、本計画に該当する取り組みや事業を明確にし、実施できる仕組みを図ります。

②本計画の KPI による進捗状況の把握

各施策の取り組み状況については、定期的に達成状況を KPI 等により評価することで測り、計画の進捗や社会情勢等の変化に応じ、必要な場合は KPI の見直しを図ります。

(3) 計画の見直しについて

本計画は、三郷市総合計画と整合を取るため、見直しについては、原則として総合計画の見直しの時期と合わせます。しかし、社会情勢等の変化や計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて変更や見直しを図れるものとします。